

2017年度専門委員会年間報告

1. 総合企画委員会

(1) 構成及び運営

本年度は、委員長1名、委員長代理1名、委員10名（関東6名、関西4名）の計12名で、東西2つの作業チームに分かれ、月に一度それぞれ関東と関西に集まって議論を行う形で活動した。関東及び関西で個別にテーマ設定し必要な調査検討作業を行いながら、適宜全体会議で情報・意見交換、協議・検討を行った。

(2) 活動方針・目的

関東及び関西それぞれのチームで、下記の問題に対して会員企業にどのように活動を進めたら良いかについて提案を行い、日本の産業界全体として必要な施策につき国への政策提言を行うことを目標とした。

- ・ 関東チーム：日本におけるベンチャー育成・新規事業創出
- ・ 関西チーム：第4次産業革命への対応、知的財産価値評価

(3) 活動概要

[関東チーム]

我が国が今後中長期にわたって持続的に成長するためには、第4次産業革命によってもたらされる技術革新を通じて、日本が直面している少子高齢化、地方経済の抱える課題、エネルギー問題等を解決し、それを新たな需要創出と投資に繋げていくことが必要である。

しかしながら、この技術革新によって引き起こされる需要側が市場をリードする産業構造の変化は、従来のビジネスのあり方を根本的に変え、知財組織が行うべき活動も大きな見直しを迫られている。一方日本においてはオープンイノベーションや新規事業の創出活動において依然として問題があるといわれており、1) このような活動における知財や知財組織の役割や、2) 日本に適した手段や方法、あるべき姿についてはこれまで必ずしも十分に議論・検討され

てこなかった。

そこで、これらについて会員企業に対応戦略を提案するとともに、産業界として必要な政策提言を行うことを目標として本検討を開始した。

まずは、各委員の所属する企業で行われている新規事業創出、ベンチャー育成活動について紹介し、議論を行った。この中で、1) 日本では（ヒトの流動性が大きくないこともあり）企業の中にヒト・モノ／技術・カネ・情報／経験を有しているが、その時々各企業の戦略でプロジェクトの方針が決定・変更され、必ずしも優れた技術や優秀な人材が有効に活用されているとはいえない場面があること、2) 仮にこれらが有効利用できるのであれば日本社会にとっても有用・有益であること、また3) 国の施策も既存企業外のスタートアップ等に向けられていて、各企業が保有する技術やモノが有効活用されていない場合にはほとんど手が打たれていないこと、さらには4) 知財組織にはビジネスインサイトを含む社内のあらゆる情報が集積されており、新規事業創出活動等においても今まで以上に多くの貢献ができるはずであること等の問題点・気づきが共有された。

[関西チーム]

昨年に引き続き、第4次産業革命の到来という事実を背景に、1点目として、「1) 10年～20年先の知財部門の姿、2) それに合わせた人材育成のあり方」、2点目として、「標準化（SEPを含む）」、また、第4次産業革命と直接的に接点はないが、3点目として、「懲罰的損害賠償に端を発しての「知財評価」のあり方」の3点を本年度の検討内容とした。

1・2点目については、2017年4月号「知財管理」（特集号）、電機業界の知財戦略・SEPに係る実際のライセンス実態の聞き取り調査、標準化と特許といった内容について議論・検討を行った。当該議論・検討内容は、臨時研修(R63)「～現在、そして第4次産業革命を見据えて～

企業競争を生き抜くための知財人事制度・人材育成 当社の知財人事制度・人材育成」, 及び2018年4月号「知財管理」(特集号), 「第4次産業革命を見据えた変化の時代, 企業競争を生き抜くための今後の人材の考察」の研修・論文のベースとして活用された。

3点目については, 活用知財融資と知財訴訟の損害賠償額の日本の課題, 金融機関職員のための知的財産活用のススメ及び応用編(特許庁), 中小企業の強みを評価しませんか?(同庁), 知財を切り口とした融資～事業性評価融資の動き(特定非営利活動法人日本動産鑑定), 知財と金融 知財ビジネス評価書事業(三菱UFJリサーチ&コンサルタント)などの資料を用いて議論を行った。事務局側では, 実際の事業評価を委託されているP社への実態聞き取り調査を実施し, また, 委員会メンバー1名を, 知財戦略本部検証・評価・企画委員会(知財のビジネス価値評価検討TF)に派遣した。

以上の議論・検討, 実態調査, 委員派遣に基づき, 新たな「知財のビジネス価値評価」のあり方を考案し, その内容の詳細化やバージョンアップの検討を行った。

(4) 来年度の活動

[関東チーム]

今後は, 企業内における社内ベンチャー創出活動の活発化や企業からのスピンオフ, スピンアウト, カーブアウトベンチャーを促進させるためにはどのような仕組み作りが必要か, 有識者からの意見も聴取しながらチーム内で議論, 検討し, 提言をまとめることとしている。

[関西チーム]

本新たな「知財のビジネス価値評価」については, 今後6月頃までに, 更なる詳細の検討を行い, 英国の知財専門誌IAMや知財管理誌に秋口での投稿を計画している。

2. 人材育成委員会

I. 主な活動等

人材育成委員会としては, 「会員の, 会員による, 会員のための研修」をモットーに, 会員

受講生の人材育成を図ると共に, 委員自らのレベルアップを図ることを目的として活動を展開した。

特に今年度は, 当協会方針「変化に対応でき, 当協会の基盤である会員企業の人材の育成を図り, 人材基盤, 財務基盤の確立に貢献する」に基づき, 下記の基本方針に沿って, 事務局(JIPA人材育成グループ)及び研修運営スタッフ(TES)との連携により活動を展開した。2017年度活動は委員39名体制, 4つの小委員会により運営した。

1. 基本方針

事務局(JIPA人材育成グループ)及び研修運営スタッフ(TES)との連携により会員満足度の高い知財研修会を提供すると共に, 委員自身の成長に繋がる明るく楽しい充実した委員会活動を効率的に展開する。

『資源有限 人智無限 人材こそ 最大の財産』
・会員企業が満足する研修プログラムの充実(人智を結集したJIPAでしかできない研修の実施)
・委員会メンバーの更なる人材育成(会員企業の財産になるような委員の成長)

2. 重点推進事項

人材育成に関する中長期ビジョンに示された方向に沿う形で, 下記項目について重点推進を図る。

本年度は, 「グローバルな事業競争力を高めるために知財活動できる人材を育成する研修の企画立案・改編」について重点的に取り組んだ。

(1) 定例コースの見直し, 改編【第1小委員会】

- ・臨時研修コースの定例コース化検討
- ・国際契約中級コースの新設, 国際契約上級コースの改編を実施

(2) 特別コース(Tコース), 技術部門向けコース(Gコース)の充実化【第2小委員会】

- ・T1 知財変革リーダー育成研修
- ・T2 知財戦略スタッフ育成研修
- ・T3 企業若手知財要員育成研修

- (3) ニーズに合ったタイムリーな新規研修の企画，実施【第3小委員会】
- (4) 海外コース（F 2, F 3, F 6）の実施【第4小委員会】
 - ・ F 2 米国滞在型研修， F 3 中韓台訪問型研修， F 6 インド滞在型研修
- (5) サテライト研修の実施【第3小委員会】
 - ・ 臨時研修（サテライト研修）実施

II. 委員会の構成

委員会構成としては，委員長，委員長代理を含め合計39名（前年度42名）で，委員長会，正副委員長会及び4つの小委員会で構成し活動を展開した。

重点推進事項に取り組むに当たり，効率的かつ効果的な委員会活動が展開できるように2016年度より委員会構成を変更した。

- (1) 第1小委員会：定例コースの検証・改編（関東・関西・東海の3地区）
- (2) 第2小委員会：技術部門向け定例コース及び特別コース（経営に資する知財人材育成に関する新規研修会）の検証・改編
- (3) 第3小委員会：臨時コースの検証・改編，新規企画
- (4) 第4小委員会：海外コース及びグローバル化対応研修（国内臨時）の企画・実施・検証

事務局人材育成グループは9名（東京7名，大阪2名）でスタートし，研修運営スタッフの統括及び研修運営活動の円滑化に務めた。

研修会場の運営を行う研修運営スタッフ（TES）は，関東9名，関西7名，東海2名，計18名で行った。

尚，突発的な事態に対してもマニュアルの基本的事項を踏まえ，適宜TESの「そのときどう動くか」という自主的な判断で，対応できたと考える。

今後とも，研修現場でどのような状況におかれてもTESの的確な処置，判断が大きなポイントになると思われる。

III. 委員会の運営

委員会の運営としては，4月の委員長会から始まり，正副委員長会，各小委員会，合同委員会を適宜開催し委員会活動を展開した。

1. 委員長会

略1回／3月のペースで実施し，重点事項の進捗を確認。

<トピックス>

- ①「アクション50-50」を継続的に実施し，常務理事・委員長会議にて適宜，報告。
- ②2月度及び3月度の関東／関西部会で来年度研修案内の概要を説明し研修コースPR
- ③JIPAシンポジウムでのポスター発表
- ④合同委員会における委員会内研修テーマを審議

2. 正副委員長会

中間報告，年度報告及び編集会議を実施

- ①10月に北海道函館市で一泊実施
- ②1月に東京事務所で編集会議
- ③3月に東京事務所で引継会を実施

3. 合同委員会

- ①4月に東京にて合同委員会及び各小委員会を実施
- ②7月に岐阜県下呂市で一泊実施（委員会内研修：常務理事青木昇氏による講演実施）
- ③2月に香川県仲多度郡琴平町で一泊実施（委員会内研修：委員長芳之内淳氏による講演実施）

4. 第1小委員会

13名体制で活動を展開した（小委員長1名，副委員長3名，委員9名）。

関東・関西・東海の定例コースを，各副委員長をリーダーとし3チームに分かれて検証や課題の検討のほか，講師と打ち合わせを行い研修の改善に努めた。特に，国際契約中級コース「国際契約ベーシック」の新設，国際契約上級コース「国際契約プラクティス」の改編を実施した。また，一部の臨時研修を定例コース化する検討を行い，2018年度からはCコース（中級）にて「知財担当者のための国内中間処理実務」「ブランド・ネーミングの実務とテクニック」を，E

コース（研究）にて「英文契約における交渉とドラフティング」を定例研修として実施する。定例コース化にあたっては、課題や目的を明確にするため、臨時研修を管轄する第3小委員会と連携した。

研修運営スタッフとの連携をより強化し、検証業務の合理化・効率化を図った。これらの取り組みにより、JIPA定例研修全体を俯瞰的に検証でき、会員企業や時代のニーズにより合致した研修体系となるよう必要に応じた改編案を策定でき、さらに2018年度の研修運営の準備を完了することができた。

2015年度からの重点活動課題として挙げられていたWコース（グローバルコース）群の改編研修を2017年度より開催した。検証を行い、委員会で議論し、2018年度研修計画においては種々の調整を行った。会員に資する定例研修体系を委員会で引き続き検討していきたい。

5. 第2小委員会

10名体制で活動を展開した（小委員長1名、副委員長3名、委員6名）。

経営感覚人材育成コース（Tコース）の継続運営に努め、経営に資する知財人材育成のための研修を充実させた。特に、T1コースでは開催時期・会場を見直し、受講生にとって有益な運営を検討し、2018年度の計画を策定した。

T2コース「知財戦略スタッフ育成研修」では、特別ラウンドを本年度初めて企画・実施した。本年度は任意参加制としたが、委員会で検討した結果、2018年度からは必須参加として特別ラウンドも含めて運営する。

定例研修の技術部門向けコース（Gコース）及び技術者向け臨時研修（R6「技術者のための特許情報」、および、R26「技術部門マネージャのための知的財産講座」）の内容を検証し、研修内容の改編およびGコース内での位置づけを議論した。これらの臨時研修は、2018年度より定例コースとして開催する。

関東G3コース（「本質を考えた発明説明書の書き方演習」）のうち、電気機械系のコースの受講者数が満席に達したため、より多くの会

員従業員に受講の機会を設けるため、このコース研修を臨時研修として追加開催した。

2018年度は、より充実した研修会を提供できるように、各コースの課題解決に取り組む。

6. 第3小委員会

8名体制で活動を展開した（小委員長1名、副委員長3名、委員4名）。

会員企業・知財担当者が求める研修のタイムリーな開催と、新規研修立ち上げをミッションとし、JIPA研修会で「臨時研修」として開催するコースの企画・運営・検証を担当した。

2017年度の活動成果として、新規コースを10コース開催（R63「企業競争を生き抜くための知財人材育成・人事制度」（関東・関西）、R64「営業担当者のための知的財産講座」（関東・関西）、R65「企業における知的財産管理事務」（関東・関西、サテライト研修として東海へ放映）、R66「コミュニケーション力（入門）」（関東・関西）、R67「交渉学（極み）」（関東・関西）、R68「IoT時代の知的財産活用（入門）」（関東・関西）、R69「パロディ商標について」（関東・関西）、R73「超スマート社会における知的財産」（関東、関西）、R74「中小規模知財部門における知財マネジメント」（関東・関西、サテライト研修として東海と広島へ放映）、R75「知財部門に配属された知財新人への知財教育」（関東・関西）した。また、2018年度開催を目指す7コースの企画・検討を進めている。

地方活性化の一環として、昨年度実施した遠隔研修のトライアル実績を踏まえ、2017年度よりプレ・サテライト研修会を本格稼働させた。定例研修の一部である14コースを西日本（広島市または北九州市または福岡市）へ放映した。臨時研修の一部である12コースを広島市・福岡市・名古屋市へ放映した。同時に複数地域への放映を行ったため、サテライト研修としては本年度合計33コースを開催し、総受講者数は309名に達した。

2018年度は、今後の新しい研修会として、サテライト研修を本格化し、会員ニーズを汲みながら運営を検討していく。

7. 第4小委員会

8名体制で活動を展開した（小委員長1名，副委員長2名，委員5名）。

グローバル知財人材育成に役立つ研修を会員に提供することを目指し，滞在・訪問型の海外研修（全7コース）を企画・運営した。2017年度に事前・現地・事後研修を行ったのはF2「米国特許制度，法規および模擬裁判の研修」，F3「アジアの知的財産事情の研修」，F6「インドの知的財産事情の研修」の3コースである。F6コースについては4年ぶりの開催であり，今後重要性が増す研修のため，事前研修の講義内容及び現地研修のホスト事務所，訪問先を大幅に改定した。結果，参加研修生に好評を得た。

時代と会員ニーズに合致した新規現地研修コースの立ち上げ検討を進めるため，2017年度には，今後の海外研修の運営全体についても見直しを行った。2018年度も引き続き研修会の検討を進めていく。

8. 研修会の新たな提供方法

上述のサテライト研修のほか，出張型研修を実施した。出張型研修とは，会員企業からの依頼に応じ，JIPA人材育成委員会でコンテンツを作成した研修会に限り，JIPAから会員企業へ講師を派遣する形式の研修会である。2017年度派遣実績は1社（受講者83名）である。

9. 委員会・研修運営スタッフ（TES）合同会議

人材育成委員会，事務局，研修運営スタッフにて，5月及び11月に実施。

10. 研修運営スタッフ（TES）会議

- ①東西海合同TES会議：5月に大阪で実施
- ②東西海合同TES会議：11月に東京および大阪でそれぞれ実施

1) 2017年度各地区別受講者数一覧

①関東定例コース受講者数

	コース	タイトル	受講者数	計
入門	A 1	入門コース	273	413
	A 2	入門コース	140	
初級	B 1	特実・意匠基礎	227	618
	B 3	商標基礎	77	
	B 5	知財法務基礎	126	
	B 9	特許情報と特許調査基礎	188	

③東西海合同TES会議：3月に新潟で実施

IV. 研修状況

本年度研修受講者総数は14,822名（昨年比107%）という結果となった。

定例コースは10,762名（昨年比102%）の受講参加者があった。

臨時コースは38コンテンツを企画，実施し，3,534名（昨年比112%）の受講参加者があった。

また，新しい形の研修として，サテライト研修会を実施した。定例コースと臨時コースの企画の中から，地方会員のニーズに沿ったコンテンツを選定し，広島市・北九州市・福岡市・名古屋市へ合計33回の放映を行い（1つの研修会を同時に複数地域への放映したため，配信地数で換算した。），合計309名の受講参加者があった。さらに，2017年度に初めて会員企業へ出向出張型研修として1コースを実施し，83名の受講参加者があった。

また，本年度は海外研修を3コース開催し，F2コース（米国）30名，F3コース（中国，韓国，台湾）12名，F6コース（インド）9名の受講参加者があった。さらに，経営感覚人材育成コース（特別コース）として「知財変革リーダー育成研修」16名，「知財戦略スタッフ育成研修」25名，「若手企業知財要員育成研修」42名の受講者で実施している。

定例コースの講師陣は，裁判官，大学教授，弁護士，弁理士，会員会社の経営者及び知的財産または法務・技術担当者等，斯界の権威者を約250名迎えることができ，当協会の研修会は質量共に世界に類のない規模となっている。

2017年度受講者数を次に掲載する。

	コース	タイトル	受講者数	計
中級	C 1	特許法・実用新案法	246	2,164
	C 2	意匠法	90	
	C 3	商標法	116	
	C 5	知財契約実践	331	
	C 6	民法概要	105	
	C 7	民事訴訟法概要	64	
	C 8 A	明細書の書き方（化学）	220	
	C 8 B	明細書の書き方（電気・機械・ソフトウェア）	151	
	C 9 A	特許情報と特許調査（実践）	255	
	C 9 B	化学分野における実践的特許調査	89	
	C 9 E	特許情報システムの導入と活用	60	
	C 10	不正競争防止法と独占禁止法	149	
	C 11	著作権法（著作権法と企業実務）	109	
	C 15	交渉学（入門）	179	
上級	D 1	特・実、審判・審決取消訴訟	131	442
	D 3	商標・不競法審判決例と企業における対応	80	
	D 6	特許侵害訴訟	152	
	D 15 A	交渉学（応用）	40	
	D 15 B	交渉学（応用）	39	
研究	E 1	特・実判決例の研究（模擬裁判形式）	34	119
	E 7	特許事例の研究（討論形式）	26	
	E 8 A	英文明細書の書き方（化学）（演習形式）	8	
	E 8 B	英文明細書の書き方（電気・ソフトウェアを主として）（演習形式）	31	
	E 8 C	英文明細書の書き方（機械を主として）（演習形式）	20	
技術部門	G 1 A	技術者リーダーのための知的財産講座（電機）	152	1,460
	G 1 B	技術者リーダーのための知的財産講座（化学）	189	
	G 2 A	中堅技術者のための知的財産Basic講座（電機）	179	
	G 2 B	中堅技術者のための知的財産Basic講座（化学）	265	
	G 2 X	中堅技術者のための知的財産Advance講座	199	
	G 3 A 1	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電機系）	42	
	G 3 A 2	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電機系）	42	
	G 3 A 3	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電機系）	42	
	G 3 B 1	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学系）	42	
	G 3 B 2	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学系）	42	
	G 3 B 3	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学系）	39	
	G 3 S	本質を考えた発明説明書の書き方演習（ソフトウェア系）	36	
	G 4	技術系新入社員のためのIPマナー講座	191	
総合	S 1	知財活動におけるマネジメント講座	233	233
グローバル	WW 1	国際特許制度と外国特許基礎	133	1,550
	WW 3	外国商標法	83	
	WU 1	米国特許制度	254	
	WU 21	米国特許訴訟	100	
	WE 1	欧州特許制度	207	
	WE 21	欧州における知的財産の活用と実務	135	
	WA 1	アジアの特許制度	118	
	WA 21	アジアにおける知的財産の活用と実務	86	
	WC 1	中国知的財産制度	177	
	WC 21	中国における知的財産の活用と実務	134	
	WW 26	国際契約	123	
	関東地区定例コース 受講者総数			

②関西研修各コース受講者数

	コース	タイトル	受講者数	計
入門	A 1	入門コース	161	260
	A 2	入門コース	99	
初級	B 1	特実・意匠基礎	93	256
	B 3	商標基礎	38	
	B 5	知財法務基礎	59	
	B 9	特許情報と特許調査基礎	66	
中級	C 1	特許法・実用新案法	71	907
	C 2	意匠法	50	
	C 3	商標法	40	
	C 5	知財契約実践	115	
	C 6	民法概要	36	
	C 7	民事訴訟法概要	(隔年)	
	C 8 A	明細書の書き方 (化学)	121	
	C 8 B	明細書の書き方 (電気・機械)	54	
	C 8 C	明細書のあり方 (化学) ~演習~	48	
	C 9 A	特許情報と特許調査 (実践)	110	
	C 9 B	化学分野における実践的特許調査	41	
	C 9 E	特許情報システムの導入と活用	37	
	C 10	不正競争防止法と独占禁止法	56	
	C 11	著作権法 (著作権法と企業実務)	48	
C 15	交渉学 (入門)	80		
上級	D 1	特・実、審判・審決取消訴訟	40	172
	D 3	商標・不競法審判決例と企業における対応	33	
	D 6	特許侵害訴訟	59	
	D 15	交渉学 (応用)	40	
研究	E 1	特・実判決例の研究 (討論形式)	18	40
	E 8	英文明細書の書き方 (討論および演習形式)	22	
技術部門	G 1 C	技術者リーダーのための知的財産講座 (電機)	121	1,005
	G 1 D	技術者リーダーのための知的財産講座 (化学)	122	
	G 2 C	中堅技術者のための知的財産Basic講座 (電機)	130	
	G 2 D	中堅技術者のための知的財産Basic講座 (化学)	134	
	G 2 X	中堅技術者のための知的財産Advance講座	171	
	G 3 C 1	本質を考えた発明説明書の書き方演習 (電機系)	36	
	G 3 C 2	本質を考えた発明説明書の書き方演習 (電機系)	28	
	G 3 C 3	本質を考えた発明説明書の書き方演習 (電機系)	25	
	G 3 D 1	本質を考えた発明説明書の書き方演習 (化学系)	36	
	G 3 D 2	本質を考えた発明説明書の書き方演習 (化学系)	36	
	G 3 D 3	本質を考えた発明説明書の書き方演習 (化学系)	19	
G 3 D 4	本質を考えた発明説明書の書き方演習 (化学系)	16		
G 4	技術系新入社員のためのIPマナー講座	131		
総合	S 1	知財活動におけるマネジメント講座	93	93
グローバル	WW 1	国際特許制度と外国特許基礎	53	
	WW 3	外国商標法	24	
	WU 1	米国特許制度	93	
	WU 21	米国特許訴訟	41	
	WE 1	欧州特許制度	83	
	WE 21	欧州における知的財産の活用と実務	28	
	WA 1	アジアの特許制度	60	
	WA 21	アジアにおける知的財産の活用と実務	34	

	コース	タイトル	受講者数	計
グローバル	WC 1	中国知的財産制度	72	570
	WC21	中国における知的財産の活用と実務	52	
	WW26	国際契約	30	
関西地区定例コース			受講者総数	3,303

③東海研修各コース受講者数

	コース	タイトル	受講者数	計
入門	A 1	入門コース	60	60
初級	B 1	特実・意匠基礎	26	45
	B 5	知財法務基礎	19	
中級	C 1	特許法・実用新案法	43	109
	C 8	明細書の書き方（化学・電気・機械）	31	
	C 15	交渉学（入門）	35	
上級	D 15	交渉学（応用）	21	21
技術部門	G 1 E	技術者リーダーのための知的財産講座（電機）	92	204
	G 1 F	技術者リーダーのための知的財産講座（化学）	29	
	G 2 E	中堅技術者のための知的財産Basic講座（電機）	49	
	G 2 F	中堅技術者のための知的財産Basic講座（化学）	34	
グローバル	WU 1	米国特許制度と条約	21	21
東海地区定例コース			受講者総数	460

定例総合計 10,762名

④臨時研修受講者数

コース	タイトル	関東	関西	計
R02	米国最新特許判例及び審査基準に照らした権利化戦略	90	32	122
R03	最近の裁判例からみる知的財産権訴訟の審理の実情	75	42	117
R04A	米国特許をうまく取得する方法	86	42	128
R05	事業活動における知財関連法務	46	19	65
R06	技術者のための特許情報	51	24	75
R07	知財高裁重要判例解説と日本の知財裁判のあり方	79	—	79
R08	知財担当者のための国内中間処理実務の基礎	96	35	131
R11	中国における特許権・実用新案権取得上の留意点	68	31	99
R12	わかりやすい特許判例の読み方	43	20	63
R13A	特許発明の技術的範囲について（機械・電気）	34	34	68
R13B	特許発明の技術的範囲について（化学）	62	22	84
R16	中国特許調査講座	59	40	99
R22	ネーミング理論とネーミングテクニック	46	16	62
R23	知財と標準のビジネス活用	60	25	85
R26	技術部門マネージャのための知的財産講座	107	78	185
R28	英文契約書ドラフティング講座（関東・関西）	32	22	54
R30A	外国特許中間処理演習（化学）	13	9	22
R30B 1	米国特許中間処理演習（電気・機械）	33	11	44
R30B 2	欧州特許中間処理演習（電気・機械）	16	10	26
R31	交渉学（応用）	27	10	37
R37	CPC最新情報の紹介と調査実務における留意点	56	30	86
R43	知的財産権侵害訴訟の実務のポイントと具体的対応	50	26	76
R48	実践 契約交渉講座	25	21	46
R49A	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電気・機械系）	28	—	28

コース	タイトル	関東	関西	計
R60	特許権侵害訴訟演習	13	15	28
R61	複数企業による知財エコシステム	43	12	55
R62	共同研究開発契約書実務マニュアルの解説	138	59	197
R63	企業競争を生き抜くための知財人材育成・人事制度	72	44	116
R64	営業担当者のための知的財産講座	148	61	209
R65	企業における知的財産管理事務	180	96	276
R66	コミュニケーション力（入門）	52	45	97
R67	交渉学（極み）	26	17	43
R68	IoT時代の知的財産活用（入門）	93	54	147
R69	パロディ商標について	50	25	75
R72	企業実務者観点による米国訴訟対応	80	33	113
R73	超スマート社会における知的財産	83	40	123
R74	中小規模知財部門における知財マネジメント	42	27	69
R75	知財部門に配属された知財新人への知財教育	59	46	105
臨時コース 受講者総数		2,361	1,173	3,534

⑤サテライト研修

コース	タイトル（配信元研修会）	配信地	受講者数	計
H 1	入門コース（関西A 1）	広島	4	12
K 1	入門コース（関西A 1）	福岡	8	
H 2	国際特許制度と外国特許基礎（関西WW 1）	広島	7	7
H 3	米国特許制度（関西WU 1）	広島	7	7
H 4	欧州特許制度（関西WE 1）	広島	8	8
H 5	特許情報と特許調査基礎（関西B 9）	広島	8	14
K 5	特許情報と特許調査基礎（関西B 9）	北九州	6	
K 6	技術者リーダーのための知的財産講座（電気・機械）（関西G 1 C）	北九州	11	11
H 7	技術者リーダーのための知的財産講座（化学）（関西G 1 D）	広島	9	9
H 8	知財担当者のための国内中間処理実務の基礎（関西R08）	広島	15	15
H 9	技術系新入社員のためのIPマナー講座（関西G 4）	広島	8	8
H10	知財契約書の実践（関西C 5）	広島	9	14
K10	知財契約書の実践（関西C 5）	福岡・北九州 （配信先会場 変更日あり）	5	
K11	特許情報と特許調査（実践）（関西C 9 A）	福岡	9	9
H12	中堅技術者のための知財Advance 講座（関西G 2 X）	広島	9	15
K12	中堅技術者のための知財Advance 講座（関西G 2 X）	福岡	6	
H13	中堅技術者のための知的財産Basic講座（関西G 2 C）	広島	13	17
K13	中堅技術者のための知的財産Basic講座（関西G 2 C）	北九州	4	
H14	化学分野における実践的特許調査（関西C 9 B）	広島	5	5
H15	国際契約（関西WW26）	広島	4	4
H16	技術者のための特許情報（関西R 6）	広島	14	19
K16	技術者のための特許情報（関西R 6）	福岡	5	
H17	特許発明の技術的範囲について（化学）（関西R13B）	広島	7	7

コース	タイトル（配信元研修会）	配信地	受講者数	計
H18	米国特許をうまく取得する方法（関西R4A）	広島	4	4
H19	技術部門マネージャのための知的財産講座（関西R26）	広島	20	20
H20	事業活動における知財関連法務（関西R5）	広島	11	11
H21	知財と標準のビジネス活用（関西R23）	広島	7	7
H22	知的財産権侵害訴訟の実務のポイントと具体的対応（関西R43）	広島	3	3
H23	特許発明の技術的範囲について（機械・電気）（関西R13A）	広島	4	4
H24	中小規模知財部門における知財マネジメント（関西R74）	広島	5	18
R74S	中小規模知財部門における知財マネジメント（関西R74）	東海	13	
R03S	最近の裁判例からみる知的財産権訴訟の審理の実情（関西R3）	東海	31	31
R65S	企業における知的財産管理事務（関西R65）	東海	30	30
サテライトコース 受講者総数			309	309

⑥出張型研修

コース	タイトル	受講者数	派遣回数
R90	知財マネージャのための知的財産講座	83	1
出張型研修 受講者総数			83

⑦海外・特別各コース受講者数

コース	タイトル	受講者数	計
F2	米国特許制度、法規および模擬裁判の研修	30	51
F3	アジアの知的財産事情の研修	12	
F6	インドの知的財産事情の研修	9	
T1	知財変革リーダー育成研修	16	83
T2	知財戦略スタッフ育成研修	25	
T3	企業若手知的財産要員育成研修	42	
海外・特別コース 受講者総数			134

受講者総合計 14,822名（昨年13,825名）

V. その他

1. 日本弁理士会継続研修の実施状況

更に、日本弁理士会からの要請に基づき、弁理士の継続研修への対応を行った。

2. 発明推進協会主催の人材育成協力委員会に事務局・人材育成グループGL久山を派遣した。

VI. 来年度の活動内容・方針

1. 人材育成委員会の役割

人材育成委員会の役割は、協会の主催する知的財産に関する研修会について、

- ・新規研修の企画・立案
- ・研修プログラムの見直し（既存研修の内容

改編、充実)

・研修内容の検証

等を役割とする。当研修会は、知財の実務担当からリーダーまで、また知財部門のみならず技術者まで、それぞれ育成すべき人材の目標化を図り、その目標に沿った研修内容の適正化、高質化を目指し、時代に合った企業で求められる知財人材を育成することを目的とする。

当協会の研修会の特徴は、「会員の、会員による、会員のための研修を提供すること」にある。すなわち、会員受講生を対象とし、私たち自らが企画、運営し、また、講師の先生方も多

くは会員企業やそのOBであるという正に手作りの研修会であり、日本はおろか世界一の規模と、内容及び質を誇り、我が国の知的財産レベルの向上に寄与する人材基盤の確立と共に協会の財政基盤にも大きく寄与する。

2. 活動内容

(1) 基本方針

事務局（JIPA人材育成グループ）及び研修運営スタッフ（TES）との連携により会員満足度の高い知財研修会を提供すると共に、委員自身の成長に繋がる明るく楽しい充実した委員会活動を効率的に展開する。特に、顧客満足（Customer Satisfaction）を追求し、Customer Surpriseを生み出すことを目指す。

『資源有限 人智無限 人材こそ 最大の財産』

- ・会員企業が満足する研修プログラムの充実（人智を結集したJIPAでしかできない研修の実施）
- ・委員会メンバーの更なる人材育成（会員企業の財産になるような委員の成長）

(2) 重点推進事項

次年度は、「グローバルな事業競争力を高めるために知財活動できる人材を育成する研修の企画立案・改編」について重点的に取り組む。

- 1) 定例コースの見直し、改編、および改編したコースの検証
- 2) 特別コース（Tコース）／技術部門向けコース（Gコース）の充実化、安定運営
 - ・知財変革リーダー育成研修（T1）、知財戦略スタッフ育成研修（T2）の充実化
 - ・技術管理者向け研修の見直し、実施
- 3) 会員企業ニーズに合ったタイムリーな新規研修の企画、実施
- 4) 海外コース（F4、F5、F8）の実施、Fコース再編および実施年度の検討
- 5) サテライト研修の実施（広島、福岡、東海地区にて実施）
- 6) 出張型研修の実施

VII. 来年度の体制

1. 委員長会（メンバー；委員長、小委員長、事務局。年に数回開催）

委員会の運営全体協議

2. 正副委員長会（メンバー；委員長、小委員長、副委員長、事務局。年に数回開催）
研修企画の審議・承認、講師の新任、留退任の審議・承認、臨時研修の審議・承認（なお、緊急性のある臨時研修については委員長判断で実行し、後日、承認を含む）、次年度研修の審議・承認（次年度の研修案内）、各小委員会活動状況の共有
3. 合同委員会（メンバー；委員全員、事務局）
年2回、本年は7月と2月を予定。
4. 小委員会
 - (1) 第1小委員会：定例コースの検証・改編（関東・関西・東海の3地区）
 - (2) 第2小委員会：技術部門向け定例コース及び特別コース（経営に資する知財人材育成に関する新規研修会）の検証・改編
 - (3) 第3小委員会：臨時コースの検証・改編、新規企画
 - (4) 第4小委員会：海外コース及びグローバル化対応研修（国内臨時）の企画・実施・検証
 - (5) 臨時WG：必要に応じて適宜構成予定
5. 委員会活動の進め方
 - ・会議開催は、場所、日程／時間、回数及びTV会議の活用を考慮し、効率的に開催。意思疎通に充分配慮し、メール及び電話連絡をフル活用する。
 - ・個別案件は委員長会で情報共有を図りつつ、小委員会単位で積極的に活動推進。事務局及びTESとの連携も重要。密な連絡を。
 - ・定例研修コース開講挨拶は、TESに一任で可。委員自身がしても可。
6. 人材育成G
協力体制を維持、強化
7. 研修運営スタッフ（TES）
研修会の運営と問題点、改善点の指摘（モニタリング機能）
TESの指摘事項に関しては、人材育成Gと協力して対処

3. 会誌広報委員会

1. 委員会の構成と運営

正副委員長（9名）を含め全体で31名（第1小委員会（17名）、第2小委員会（11名））で活動を行った（2名途中退任、1名補充で最終的に30名）。

委員会会合としては、「知財管理」誌の原稿企画、執筆者対応、原稿査読等の実務推進を行う小委員会と、全体の進捗確認、各号の誌面編成決定、投稿原稿掲載可否判断、共通事項の審議を行う定例委員会をそれぞれ毎月開催した。加えて今年度から創刊した「季刊じば」（年4回発行、カラー印刷）の原稿企画、執筆者対応、原稿査読等の実務推進をワーキンググループで行った。各企画に当たっては、少なくとも1名の正副委員長同行のもと、原稿執筆を依頼する先生に直接面談し、企画について議論を深めるとともに執筆依頼を行った。また個別テーマとして、特集号、メールマガジン、JIPAシンポジウム、マニュアル改訂、季刊じばを設定し、ワーキンググループで検討を進めた。

2. 活動方針と行動指針

委員の長期安定的確保を計るべく、「会員企業へ満足度の高い情報を発信するとともに、効率的で楽しい委員会活動の中から、委員自身の成長に繋げ、委員および出身企業に価値を実感してもらえる委員会活動を推進する」を方針とした。

3. 活動報告

(1) 「知財管理」誌

2017年度の論文数は141本、総頁数1,912であった（昨年度は論文数128本、総頁数1,750）。

原稿分類別の掲載状況は、当委員会の企画原稿で論文掲載記事の51%を確保し、専門委員会原稿が38%、外部投稿原稿が11%であった。専門委員会原稿の内訳は下表を参照いただきたい（連載や分割掲載は1本としてカウント）。

特許第1	6（5）
特許第2	6（4）

国際第1	4（3）
国際第2	2（2）
国際第3	2（4）
国際第4	4（0）
医薬・バイオ	3（3）
ソフトウェア	2（2）
著作権	4（0）
マネジメント第1	3（3）
マネジメント第2	2（3）
情報システム	2（3）
情報検索	6（3）
ライセンス第1	1（2）
ライセンス第2	2（3）
意匠	0（1）
商標	4（2）
フェアトレード	1（1）
人材育成	0（0）
会誌	1（1）

（カッコ内は前年度原稿数）

(2) 「知財管理」誌の活動

①一般企画（第1小委員会・第2小委員会）

当委員会が企画する論説の重要なカテゴリーである。企業活動、知財に関わる環境の変化、或いは所属企業における日々の業務等から課題を見出すことによって、論説テーマを企画・推進する活動に重点を置いた。

②判例と実務シリーズ（第2小委員会）

最新判決や注目判決から実務に役立つ論点を議論し、毎月掲載を原則としてテーマと執筆者を決定した。毎月の企画担当者を決めて運営し、12本を掲載できた。

③今更聞けないシリーズ（第1小委員会）

実務経験の浅い初心者や、実務熟練者でも意外と知らない諸手続や法制度等に焦点を当て、コンパクトかつ平易に解説する初級者向けの企画である。協会外部の執筆者だけでなく専門委員会にも執筆協力を得て、今年度は13本のテーマを掲載できた。

④知的財産Q&A（第1小委員会）

会員企業の関心が高い比較的近時のテーマを

主体に、速報性とコンパクトで平易な解説を重視した企画であるが、今年度は適切なテーマがなく掲載はなかった。

⑤海外注目判決

判例と実務シリーズの海外版という位置づけであり、米国、欧州、中国等を中心に、会員企業が注目すべき海外の判決を取り上げてきており、今年度は9本のテーマを掲載できた。

⑥新刊書紹介

会員に有益な新刊書籍を紹介するため、出版社から協会への献本や、委員が書店で見つけた新刊書について、当委員会の委員が紹介原稿を執筆し、毎月掲載した。原則、1カ月に1本を目標に運営しているが、積極的な推進により、今年度は17本の書籍紹介文を掲載できた。

⑦編集後記の執筆

各委員が持ち回りで毎月執筆した。特に書く内容については制約を設けず、委員個人の趣味のこと、日頃の生活のこと、など自由に記載した。

(3)「季刊じば」の活動

JIPAの活動と知財の動きをわかりやすく簡潔に伝える広報誌として2017年春号から発行を開始した。年4回（4月、7月、10月、1月）、「知財管理」誌とともに会員に送付しており、A4サイズでカラー4ページの仕様で提供している。季刊誌は、JIPA会員のほか、会員外へ

の配布をしており、JIPAのホームページからも入手することができる。今年度に発行した季刊誌の概要は下表を参照いただきたい。

(4)ワーキンググループ活動

①特集号WG

2018年4月号掲載予定で、「知財のターニングポイント」という大テーマで特集を企画した。第4次産業革命により今までとは異なる新しいビジネスが生まれ、それと連携する新たな知財戦略が必要になってきており、知財部門の組織、人材スキルも変革が必要な時代になっている。そこで大きなターニングポイントを迎えている知財業界を多面的に論じた原稿を合計11本集めて特集号として組み上げた。

2019年4月号に向けた特集テーマについて2018年1月から議論をスタートしている。

②マニュアルWG

「知財管理」誌の質の安定化を図るため、マニュアルに基づいて委員会活動を行っているが、今年度は「知財管理」誌への掲載記事における会員企業名の伏せ字化のルール改定、カラーページの取扱いなどについて検討を行い、改訂作業を行った。

③「季刊じば」WG

前述したように今年度より新規にJIPAからの広報誌として発行を開始した「季刊じば」に関して活動を行った。活動内容としては、コン

「季刊じば」の概要

コンテンツ	春号	夏号	秋号	冬号
表紙写真	桜+関西電力蹴上発電所	大曲の花火	紅葉+仁和寺五重の塔	英虞湾の日の出+真珠の養殖
Special INTERVIEW	田中前会長 近藤理事長	小宮前特許庁長官との対談	重陽会松居祥二氏との対談	中山信弘東京大学名誉教授との対談
わが社のこだわり	マツダ/情熱の『赤』ソウルレッド	ソニー/暮らしに新しい体験を Life Space UX	サントリーホールディングス/『やってみなはれ』と『デザイン』	カシオ計算機/“創造”, “挑戦”,そして“進化”
Zoom Up Project	アジア戦略PJ 小蘭江リーダー	日中企業連携PJ 竹本リーダー	-	知財活性化PJ: ビジネス知財シンポジウム
JIPA通信	研修紹介	サテライト研修	-	JIPAシンポジウム
〇〇便り	-	-	欧州便り/欧州リエゾン古谷氏	-

テンツの企画，関係者への説明，インタビュー原稿の作成を行った。

④メルマガWG

JIPAからのお知らせとして月2回メールマガジンが発信されているが，その中で「知財管理」誌の記事を紹介している。活動としては，毎月の編成計画の中で紹介すべき原稿を3～5件選定し，委員が紹介文を執筆している。

⑤JIPAシンポジウムWG

JIPAシンポジウムでは毎年専門委員会のポスターセッションがあるため，3名の委員が中心になってポスターを作成し，当日の説明員を担当している。今年度は委員会活動の様子や「季刊じば」，特集号について紹介し，会長賞を受賞した。

(5) 今後の検討課題

2017年度の委員数は，31名（2017年4月スタート時点）と過去最大であった。毎年のことであるが，委員募集期間内に新規の申込みがなく，会員企業に対し個別に委員派遣を依頼することで何とか委員数を確保しているのが現状となっている（2018年度は継続委員24名，新任委員5名，計29名の予定）。当委員会では2017年度より新規に「季刊じば」も発行していくことになり，委員数の確保と継続委員の増加が最も大きな課題となっている。委員が集まらない要因としては，委員会活動の負荷が大きい，どんな活動をしているのかわかりにくい，といった声が聞こえている。委員不足の対策として，委員派遣の特典にJIPA研修への参加無料の資格を設けたり，JIPAシンポジウムや「知財管理」誌の編集後記において当委員会の活動内容や参加することによるメリットについて会員企業に知っていただく取り組みを実施しているが，まだまだ委員数増加には結びついていない。引き続き改善への取り組みが必要と考える。

また，今年度は「季刊じば」を4冊発行することができたが，委員が毎年入れ替わっても継続的に発行していくには，各企画のコンセプト，手順が文書化されておらず，不安定な運営をしている。したがって，委員の入れ替えがあつて

も継続的に発行していけるようマニュアルの整備等を行っていく予定である。

4. 特許第1委員会

1. 構成及び運営

2017年度の委員会は，委員長1名，副委員長（小委員長，小委員長補佐）14名，委員40名の計55名（年度途中から1名減）の構成で活動した。委員会内に5つの小委員会を設置し，小委員会毎に活動を推進する体制とした。本年度の各小委員会の検討カテゴリは以下の通りである。

【第1小委員会】

特許制度ハーモナイゼーションに向けた調査・研究

【第2小委員会】

記載要件に関する研究

【第3小委員会】

進歩性に関する研究

【第4小委員会】

特許出願に関する諸問題の検討

【第5小委員会】

審査過程における諸問題の検討

また，審査基準専門委員会，国際政策プロジェクト，外部の研究会等に積極的に委員を派遣し，委員会内での検討に基づく意見発信を積極的に行った。

2. 活動概要

委員会全体としては，年3回の全体会合を開催し，各小委員会としては，平均月1回の会合を開催し，個々の検討テーマについて検討を行うとともに，特許庁，弁理士会との意見交換会に向けた検討等を行った。

更に，委員長，副委員長により構成される正副委員長会議を開催し，特許制度全体および各小委員会の検討テーマについて横断的に検討した。なお，副委員長の負荷軽減を目的とし，正副委員長会と小委員会を同日開催するなどして，JIPA運営の合理化施策を実行した。

特に2017年度は，図面からの発明認定，面接審査，国際施策に関して特許庁と個別意見交換会を行い，ユーザーニーズに基づく提言を積極的

に行った。また、CS審査基準・ハンドブックの改訂（案）について、特許第2委員会、ソフトウェア委員会と連携して詳細分析を行い、タイムリーに意見発信することにより、明快で適切な審査を促す審査基準の構築に向けて貢献するとともに、グローバル視点で審査のハーモを可能とするロードマップを提案した。

更に、国際政策プロジェクトに委員派遣、研究成果の提供を行い、記載要件などの実体的審査のハーモ実現に向けて貢献した。また、特許第2委員会、国際第1、第2委員会、ソフトウェア委員会と連携して、3極会合に向け、CS審査に関連する諸問題を取りまとめ、国際政策プロジェクトにJIPA意見として提供した。

3. 各小委員会での活動状況

【第1小委員会】

(1) IoTの審査に関する調査・研究

IoT関連発明に対して各国でどのような審査がなされているか情報が不足しており、クレームや明細書の記載に係る知見がないといった状況にある。そこで、IoT関連出願に関する審査分析を行い、各国における審査の相違・傾向を把握することを目的として検討を行った。

3極におけるIoT関連発明に対する拒絶理由の傾向について予備調査を行った結果、JPでは記載要件違反、USでは適格性要件違反、EPでは進歩性欠如が多い傾向が確認された。これらの傾向の要因を探るため、まずはJPの拒絶理由の内容について検討することとした。IoT関連発明では、複数主体が主役となることが多いため、「複数の主体に跨る情報処理システム」に係る拒絶に着目して調査を行った。広域ファセット分類記号ZITで検索して抽出された案件の中から、JPで29条系および／または36条系拒絶を受けており、対応US（およびEP）が審査されている案件（75件）について、JPの拒絶理由の内容を確認した結果、主体不明により拒絶された案件が8件存在することが判明した。この8件について対応US（およびEP）の拒絶理由の内容を確認したところ、JPと同様の理由で拒絶されている案件はなく、主体不明に係る拒絶

はJP特有であると考えられた。

本テーマについては、クレーム作成における「明確性を確保可能な水準」を明らかにすることを目的とし、来年度も継続して検討する予定である。

(2) 早期審査における審査の質に関する調査・研究

早期審査は早期権利化のための有用な手段である一方で、審査期間が短いため、審査の質に不安を抱くユーザが少なくない。そこで、早期審査における審査の質について、通常審査と比較することにより評価を行った。

2012年～2016年の5年間で、各年の特定時期に審査請求された出願（分割出願は除く）からランダムに1,000件ずつ抽出した計5,000件の中から特許査定となった案件を調査対象とし、早期審査および通常審査のそれぞれについて以下の①～③を調査した。

①一発登録率

②拒絶1回で登録になっており、拒絶理由が記載要件違反（36条系拒絶）のみの割合

③新規性および／または進歩性欠如（29条系拒絶）の指摘割合

上記①～③は、ISRの影響を排除すべくファミリーにPCT出願がある案件を除いた条件では、早期審査と通常審査とで大きく変わらないことが確認された。この結果から、早期審査は通常審査と同等レベルで審査されている可能性が示唆された。これらの検討結果の詳細については、6月に論説投稿する予定である。

(3) AIPLA意見交換会・特許審査品質管理ワークショップ講師派遣・GDTF会合・ICG会合対応

AIPLA意見交換会（2017年4月26日）にて日米協働調査に関する研究結果について報告した。

特許審査品質管理ワークショップ（WIPOジャパンファンド事業）（2017年6月23日）へ講師派遣を行い、「企業からみた質の高い特許とは」をテーマにアジア各国審査官に対し講演を行った。

GDTF会合（2018年1月31日）およびICG会

合（2018年2月1日）に参加し、ICG会合では日米協働調査に関する研究結果について報告し、5庁に対して協働調査に係る提言を行った。

【第2小委員会】

2017年度は、記載要件に関し下記の2つのテーマに取り組んだ。

(1)「拒絶理由通知における記載要件の5極比較－日本特許庁を受理官庁としたPCT出願における更新調査－」

2014年度及び2015年度は、それぞれ日本国特許庁並びに米国特許商標庁を受理官庁としたPCT出願（それぞれJP-PCT, US-PCT）を対象とし、First Actionにおける記載要件（実施可能要件、サポート要件、明確性要件）判断の5極（日米欧中韓）比較を行った。また、2016年度は、欧州特許庁を受理官庁としたPCT出願（EP-PCT）を対象とし、同様の調査を行った。更に、今年度は、JP-PCTを対象として、更新調査を行った。この更新調査では、2011年に国際公開された出願を対象とした（前回調査は、2006年及び2007年に国際公開された出願が対象）。

今回のJP-PCTにおける更新調査において、5極における記載要件違反が指摘される割合が、部分的ではあるが、揃いつつあるという結果が示された。具体的には、サポート要件では、中国での違反が前回に比べ大幅に減少したことにより、5極で違反割合が揃う傾向が見られた。また、実施可能要件では、日本が減少し、欧州、中国、韓国が増加したことにより、5極で違反割合が揃う傾向が見られた。なお、明確性要件においては、米国、欧州、韓国が大幅に増加する一方、中国では大幅に減少するなどの変化はあったが、5極で違反割合が揃う傾向は見られなかった。

また、5極における記載要件判断の調和を目指す活動を行っている国際政策プロジェクトに対して、上記報告を行うと共に、5極における乖離した判断を行っている事例を提供した。

(2)「審決取消訴訟（査定系）における記載要件判断に関する傾向」

一般的な知財実務において、特許出願の審査経過で記載要件違反を指摘されたとしても、記載要件違反について審決取消訴訟まで争う案件はそう多くはないのが現状である。そのため、裁判例の検討のみでは、そのまま知財実務に活かせるとはやや言い難かった。

そこで、当小委員会では、記載要件が争われた審決取消訴訟（査定系）をもとにして、裁判所の判断のみならず、①裁判所と特許庁との判断（結果）の差異を比較・検討、②当該結果を導いた両者の判断手法を比較・検討することで、知財実務に反映できる具体的な提言をすべく、本テーマを検討するに至った。

その結果、前者の①については、特許庁と裁判所の間で判断結果に大差がないことがわかった。また、後者の②については、特許庁と裁判所において判断手法に差異があることがわかった。具体的には、特許庁では、審査基準に記載の違反類型に基づき検討し細かく判断していた。一方、裁判所では、審査基準に記載の「文言」を多少使用しつつも、やや広い「フレーズ」により要件の充足性について検討・判断していた。その結果、異なる違反類型において、同じ「フレーズ」が使用されているケースが散見された。

これらの結果に基づき、特許庁に係属している際の拒絶理由通知書において、同一の記載要件について複数の違反類型を指摘されている場合には、「裁判所の判断手法」のフレーズを使って、複数の異なる違反類型に対して包括的な反論をした上で、「審査基準の違反類型」に応じて個々の類型ごとに反論をすることを提案する。書面のみでの応答であっても、より審査官等に出願人の主張が受け入れやすいと考えるためである。

上記検討結果について、3月の東西部会にて発表を行った。2018年度に論説投稿予定である。

【第3小委員会】

2017年度は、進歩性のテーマに関し、下記のテーマに取り組んだ。

(1) JIPA資料（No. 395：特許審査基準「進歩性」

の解説)の改版

「審査基準の記載が簡潔かつ明瞭なものであること」等を基本方針として、2015年に審査基準が改訂された。改訂前の審査基準と比べると、基本方針に沿って、説明の仕方が変更され、新しい項目が追加された。そこで、会員の進歩性判断の一助となる資料を提供すべく、審査基準改訂を反映した改版資料の作成を進めた。

2010年に発行した初版では、審査基準の内容が分かり易く解説されており、体系的に理解しやすい構成となっていたため、本資料においても、その構成を維持しながら更新を行った。

具体的には、初版に掲載されていた裁判例の見直しを行い、読み手に分かり易い、実務に参考となる新しい事例があれば、差替えや、新規追加を行った。より一層の理解を図るため、必要に応じて図面や表も挿入した。

また、本資料は様々な書籍、文献等を引用しているため、最初に引用する箇所に脚注を付し、書籍等の該当部分を参照できるよう、執筆者名、書名、発行所、発行年数のほか、版や該当頁まで可能な限り表記した。新たに巻末を設け、改訂審査基準における進歩性の各項目と裁判例、技術分野を紐付け、読者が進歩性の項目から裁判例を参照できるよう工夫した。更に、第4次産業革命において、昨今注目されているIoT関連技術についても、進歩性判断の一考察に関する資料を付録として作成した。

本資料は、2018年4月の発行を予定している。

(2) 進歩性に関する次期テーマ検討

一昨年に活動した拒絶査定不服審判の審決取消訴訟の傾向分析、及び、今年度のJIPA資料の改版作業において、審査基準の内容の解釈や論点、審判決例集等の事例に関する更なる充実化など、ユーザー側で今後検証すべき点はあると感じている。権利の安定性の観点から審査、審判、裁判判断における相違をより少なくするために小員会で何をすべきか、また、様々な業界で注目されているIoT関連技術についても進歩性の判断に問題がないか等、検討を行っている。

今年度は、一昨年度に行った審決取消訴訟の

傾向分析の後に判示された判例についての遡求分析を追加し最新版として更新し、進歩性の争点について確認を行った。また、IoT関連技術に関して、特許庁が新設したZIT（広域ファセット分類記号）から案件をリストアップし、特定の案件を抽出しながら今後進歩性の観点から検証すべき内容を検討している。引き続き検討を進めながら来期テーマ内容を決めていく予定である。

【第4小委員会】

「面接審査の有効な活用方法の検討」に取り組んだ。

(1) 目的

特許庁は、平成29年7月31日に開所されたINPIT近畿統括本部などでの出張面接審査やテレビ面接審査の推進など、面接審査の拡充を進めている。

しかし、近年の面接審査の実施件数は年間4,000件程度で推移しており、必ずしも利用が進んでいるとはいえない。また、面接審査後に包袋に入れられる面接記録の記載内容も不十分なものが少なくなく、面接審査がどのように実施されているかなど、面接審査の実態が広く知られているとは言い難いのが実情である。

そこで、当小委員会は、面接審査に関する統計データをまとめつつ、面接審査の事例検証や会員アンケートの結果解析を行い、面接審査のメリットや面接審査の効果的な活用方法の整理・検討を行った。

今後、ユーザーが面接審査を有効活用することにより、効率的・効果的な審査の促進や、特許審査に関するユーザー満足度の向上が期待される。

(2) 調査方法

まず、面接審査に関する統計分析を行った。具体的には、①面接審査のメリットは何か、②どのような案件で面接審査が実施されているか、③面接審査に関して分野間のバラツキはあるか、④面接審査の実施により審査が甘くならないか、という観点に着目して分析を行った。

次に、「早期審査案件における面接審査」、「複

数回の面接審査」の案件を対象として、面接記録の分析を行った。

さらに、特許第1委員会の委員を通じて面接審査に関するアンケートを実施し、その結果の解析を行った。

(3) 調査結果

統計分析の主な結果は次のとおりである。

- ・2004～2016年の面接実施率は1.6%。
- ・2004～2016年の特許査定率は、出願全体で65.7%、面接実施案件で83.7%。
- ・早期審査案件での面接実施率は10.3%と非常に高く、外国人による外国ファミリーあり案件での面接実施率は0.5%と低い。
- ・情報提供受け案件および外国人による外国ファミリーありの案件は、特許査定率が60%未満と低いが、面接の実施により特許査定率が16～18%上昇して70%を上回る。
- ・面接実施率、面接実施案件の特許査定率とも、IPCセクション別で大きな差は見られない。
- ・面接実施案件では無効審判の被請求率が7.5倍になる。一方、無効審判の請求認容率は、全体で43.2%、面接実施案件で44.6%と大差なく、面接審査の実施により審査の質は影響を受けないといえる。異議申立でも無効審判と同様の傾向。
- ・面接実施により1stOAから特許査定までの日数を約40日短縮できる。
- ・2度OAを受けた場合、1stOA後の面接の方が、2ndOA後の面接よりも、特許査定までの日数を40日短縮できる。
- ・最終的に特許査定となった案件について、1stOA後の面接により、2ndOAを受けずに特許査定となる割合を2%向上できる。
- ・面接人数の平均は2.9人。早期審査案件では若干平均より少ない。また、面接回数を重ねるごとに面接人数は減少。
- ・発明者の面接参加率は52%。早期審査案件では若干参加率が高い。また、面接回数を重ねるごとに発明者参加率は低下。
- ・面接時間の平均は52分。早期審査案件では

若干面接時間が長い。また、面接回数を重ねるごとに面接時間は減少。

- ・面接直前の拒絶理由の条文ごとに、発明者参加有無による最終登録率の違いを見ると、進歩性よりも新規性・記載不備の方が発明者参加の効果が高い。

これらの調査・検討結果の詳細を論説としてまとめ、知財管理誌に投稿する予定である。

【第5小委員会】

「EPO審査をリファレンスとした、JPO審査品質の更なる向上の可能性の研究」に取り組んだ。

(1) 目的

JPOでは現在、審査の迅速化（2023年までにFA10、権利化までの期間14カ月を達成）に向けた取り組みを行うとともに、2014年に策定された品質ポリシーや品質マニュアルに表れるように、審査品質の充実を図ることにより、世界最高品質を目指す施策がなされている。

上記状況を踏まえ、EPOとの審査結果の対比によるJPOの審査の質について2016年度に検討を行ったところ、相当数の案件において両庁間で審査判断に齟齬が発生していることが明らかとなった。

同一の発明に対する審査判断が各国で相違することは特許権の不安定さを招き、ユーザにとって不利益となり得る。よって、安定した権利の成立に寄与すべく、なぜ両庁で審査判断に齟齬が生じたのか原因を探求し、ひいては審査の質の更なる向上が可能か模索するための検討を行うこととした。

今年度はJPO、EPOの審査結果について、以下の2つの観点で分析を行った。以下、それぞれの検討結果について説明する。

(2) 検討1：JP一発特許査定かつEPでX文献拒絶を受けた件についての原因分析

検討対象の抽出条件について詳細は割愛するが、2016年度の検討を深掘するという目的のため、2016年度の検討で用いた案件と同一の集合を用いた。即ち検討対象は「ファミリーにEP案件が存在するJP特許出願であって、JPでは

一発特許査定されたものの、EPのESRにおいて、日本特許文献のX文献（以下、日本語X文献）が引用されたもの」であって、更に「当該日本語X文献がJPOの審査で引用されるべきであったと仮定するに妥当と思われる案件」を抽出するための絞り込み条件を付加して抽出した70件について、内容分析を行った。

まず70件のうち、EP審査では日本語X文献が単に進歩性拒絶に用いられたに過ぎなかった15件を除外し、新規性拒絶された55件と区分した結果、55件のうち請求項の構成要素の一部が日本語X文献に実際には開示されていないと思われる案件が42件発見された。

また、残りの13件については請求項の構成要素の全てが特定の日本語X文献に開示されている案件であり、そのうち日本語X文献がJP審査において特許査定時の参考文献に挙げられている、あるいは検索報告書に挙げられている案件が7件存在した。この7件については、JP審査官が日本語X文献の内容を見ていたにも関わらず拒絶理由通知を出さなかったのであるから、JPOとEPOとで明確に審査結果の差が生じた案件であると言える。

そして内容を検討した結果、審査結果の差が生じた背景には様々な要因が考えられるものの、特に、JP審査官が、審査対象発明を解釈するにあたり、審査基準で許容される枠を超えて必要以上に狭く発明の要旨を限定解釈した可能性が否定できないという結論となった。

対して、13件のうち日本語X文献がJP審査において特許査定時の参考文献および検索報告書のいずれにも挙げられていない案件が6件存在したが、これらについては単にJP審査時におけるサーチ範囲が不適切であった可能性が否定できず、更なる精度向上が望まれるものである。

(3) 検討2：EPで新規性・進歩性拒絶を受けなかったがJPで新規性拒絶を受けた件の検討

前述の検討1とは逆のパターンとして、EP審査では新規性拒絶の根拠となる引用文献を見落としたが、JP審査でこれを見出し得た可能性

がある集合を抽出し、検討を行った。

これに該当する事例は毎年、EPで新規性・進歩性拒絶を受けなかった案件に対して10%~20%程度の割合で推移しており、年代による特徴は見られなかった（昨年度の検討結果と同様）。

一方で、10%~20%程度の割合でJPOが優れた審査結果（新規性拒絶引用文献）を出している可能性があることに着目すると、JP独自の審査ツールであるFタームの存在が、EP審査に対する優位性に繋がっているのではないかと仮説を立てることができる。

この検証のため、IPCを用いたサーチでは引用文献を適切に発見できないが、Fタームを用いたサーチであれば発見できたとされる事例を抽出したところ、全体の1割程度、仮説の裏付けとなる案件が存在することが解った。

上記の検討結果を踏まえ、詳細は知財管理誌に投稿する予定である。

4. 対外活動

4.1 全体

特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会を2回（10月、3月）開催し、質、ハーモに関して活発な意見交換を行った。

また、特許庁によるCS審査基準改訂等に関連して、産構審の第12回審査基準専門委員会WGの知財協代表としての委員として参加し、グローバルを意識した提言を行った。

4.2 各小委員会関連の対外活動

上記の他、具体的な各小委員会のテーマに関連して、特許庁他の外部機関と活発に意見を交換したので、以下に概要を紹介する。

【第1小委員会】

国際政策プロジェクトに委員1名、平成29年審判実務者研究会に委員1名をそれぞれ派遣した。

【第2小委員会】

審査応用能力研修に委員2名、特許庁受託調査研究の委員会に委員1名を派遣した。

今年度の研究テーマ「拒絶理由通知における記載要件の5極比較」に関しては、国際政策プロジェクトと連携を取りながら活動を行った。

東西部会（3月）で、今年度の研究テーマ「審決取消訴訟（査定系）における記載要件判断に関する傾向」に関する報告を行った。

【第3小委員会】

平成29年審判実務者研究会に委員1名を派遣した。東西部会（2月）において、昨年度の活動である「査定系審決取消訴訟における進歩性の傾向分析」及び、今年度の活動である「特許審査基準「進歩性」の解説 改訂版」発行について報告を行った。

【第4小委員会】

特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会（2017年9月）で、「面接審査の活用促進に向けての検討」に関する報告を行った。また、特許庁からの要請により、「面接審査」に関する個別意見交換会を2回（審査第一部法便品質WG：2017年8月、地域イノベーション促進室：2017年10月）と、「面接ガイドライン」に関する個別意見交換会を1回（地域イノベーション促進室：2018年1月）行った。

東西部会（2018年2月）にて、2016年度研究テーマ「無効審判事件分析による情報提供制度の有効な活用方法の検討」に関する報告を行った。

【第5小委員会】

平成29年度審査応用能力研修、国際政策プロジェクト拡大ワーキングおよび特許庁との図面に基づく引用文献の認定に係る意見交換会に委員各1名を派遣した。

また、平成29年度JIPAシンポジウム実行委員として委員1名を派遣し、円滑な運営に貢献した。

5. 特許第2委員会

1. 構成及び運営

2017年度の特許第2委員会は、委員長1名、副委員長20名（うち委員長代理・小委員長兼務2名、小委員長3名、小委員長補佐15名）、委員38名の計59名で構成した。

正副委員長会議及び第1から第5小委員会までの各小委員会は原則毎月開催し、年3回（4

月、10月、3月）の全体委員会も開いた。

裁判所（知財高裁、東京地裁、大阪地裁）、日本弁護士連合会、東京弁護士会、大阪弁護士会、弁理士会との意見交換会も積極的に行った。東京弁護士会とは第4小委員会が、大阪弁護士会とは第1小委員会が、それぞれ小委員会の研究テーマに関して数か月間共同で検討を行い、それぞれ成果を意見交換会で発表した。なお、これら意見交換会の前に日弁連知的財産センターの弁護士3名（城山先生、荒井先生、松葉先生）と事前相談をして臨んだ。

「知財管理」誌に6つの論説を掲載した（「明確性要件における裁判所判断の分析」（10月）、「特許権侵害訴訟における損害賠償額の減額要素に関する研究」（11月）、「特許発明の技術的範囲への属否を判断する諸制度に関する一考察」（12月）、「裁定制度」の在り方に関する一考察」（1月）、「進歩性判断時における発明の課題に関する検討」（2月）、「裁判所におけるサポート要件判断に関する考察」（3月））。上記のうち4テーマについて9月度の東西地域部会にて発表した。

2017年度の調査研究テーマおよび各小委員会の活動概要は以下のとおりである。中長期テーマを除き、これらは来年度の「知財管理」誌に論説として掲載し、かつ東西地域部会にて発表予定である。

2. 各小委員会の活動概要

【第1小委員会】

「裁判所におけるクレームの文言解釈に関する考察」

近年、発明の要旨認定と特許発明の技術的範囲の確定という2つのクレームの文言解釈を同一の基準で行うこと（シングル・スタンダード）が望ましいとの見解がある。しかし、発明の要旨認定に関してはリパーゼ最高裁判決による基準があり、特許発明の技術的範囲の確定に関しては特許法70条2項の規定があることから、両場面におけるクレームの文言解釈の基準は一致しないのではないかともしられていた。

そこで、本小委員会では、過去の裁判例を基

に、発明の要旨認定と特許発明の技術的範囲の確定とにおける裁判所の近年のクレームの文言の解釈の傾向、及びリパーゼ最高裁判決の「特段の事情」に関する裁判所の判断傾向を分析し、実務での留意点を検討した。

【第2小委員会】

「特許権侵害訴訟における訂正手続きに関する研究」

侵害事件において被疑侵害者から無効主張がなされる、もしくは無効審判が並行審理されると、特許権者は無効理由を回避するためにクレームを訂正しなければならない場合がある。この場合、無効理由の解消はもちろんのこと、イ号が技術的範囲に属するよう訂正する必要があるとともに、イ号以外の第三者製品に対しても抑止力が維持できるよう考慮しなければならない。訂正は特許権者にとって非常に神経を使う作業である。

このような事情のもと、特許権者の勝率という観点から2007年に当委員会で調査がなされている。その報告によれば、侵害事件に絡んで訂正審判もしくは訂正請求がされた場合の特許権者の勝率は、2001～2007年の期間において17%であり、同期間における侵害事件全体の勝率28%と比べて低いとされている。無効主張によって訂正を余儀なくされる場合があることを鑑みると、特許権者は、勝率の低さを根拠に権利行使そのものを躊躇してしまう可能性がある。そこで当小委員会では、侵害事件に絡んで特許権者が訂正する場合の実務上の留意事項を検討した。

【第3小委員会】

「異議申立に関する分析 - 新規性に焦点をおいて -」

平成27年4月に新しい異議申立制度の運用が開始され、月100件程度の異議申立が行われており、まとまった統計データも報告されている。公開されている統計データによると、旧異議申立制度と比較して維持決定率が非常に高く、取消理由通知が1回も出ていないケースも多い。

そこで、本小委員会では、2年間の異議申立

における取消理由通知の有無の割合、申立理由毎の取消理由への採用率、訂正の有無などの統計分析を行った。さらに、新規性違反の申立理由に用いられた文献に着目して、審査時の引用文献と異議申立に用いられた文献との重複状況の分析を行った。これら文献が重複するケースにおいて、申立人がどのような主張をすることによって取消理由に採用され、さらには訂正に至ったかを確認し、申立人にとって有効な主張の方法について検討した。

【第4小委員会】

「裁判所における発明者認定基準の分析」

特許法第29条第1項柱書において、発明者は特許を受ける権利を有することが規定されているが、特許法に「発明者」についての明文の規定は存在しない。

一方、職務発明における対価請求事件や共同研究案件における特許を受ける権利の確認請求事件等の発明者認定に関する訴訟が少なからず発生している。これは、発明者の認定基準が関係者間で異なることが一因であるものと考えられる。

当小委員会では、裁判所における発明者認定基準を把握することが諸問題の未然防止や円滑な解決に寄与するものと考え、まずは裁判所が発明者の認定を行った事例の抽出を行った。その上で、抽出事例を分析し、各判決で判示されている発明者の認定基準が包括的に記載された判決（規範判決）から、裁判所の考える発明者の認定基準を明らかにした。また、発明完成までの経緯を着想段階と具体化段階に分け、各段階における発明者の認定基準に関するポイントを見出した。

以上を踏まえ、発明者を認定するに当たって考慮すべき事項をまとめ、実務者が発明者認定に関する争いを回避または解決するために留意すべき事項を提案した。

【第5小委員会】

「特許制度の在り方の研究（中長期テーマの1年目）」

本年度は論説執筆に向けたテーマの選定を行

う年であり、「ネットワーク関連発明に関する特許権の国境を跨いだ侵害行為」及び「水際取締りに関する検討」の2つを候補のテーマとして検討を進めた。

テーマ選定の結論としては、

- (1) 「国境を跨いだ侵害行為」については近年も多く論説や報告書等が発行され、制度に関する提案・提言もなされている一方、「水際取締り」については制度に関する改善提案等はここ10年程行われていないこと；
- (2) 「国境を跨いだ侵害行為」については制度改善を行うためには国家間のハーモナイゼーションが必要であるため敷居が高い一方、「水際取締り」については国内の法律・運用の変更により制度改善が可能であるため、制度改善提案がしやすいこと；

などの理由により、主に特許権に基づく輸入差し止めにおける問題にフォーカスして、「水際取締りに関する検討」を来年度の論説執筆のテーマとすることとした。

来年度、特許権に基づく輸入水際取締りに関して、我が国の制度と比較してより慎重に認定を行う米国（ITC）や韓国（KTC）の制度を紐解きながら、我が国においてよりバランスの良い水際取締りとはどのような制度であるかを考察し、アンケートにより知財協会員の意見をヒアリングして産業界の要望を取り入れつつ制度改善提案を行う予定である。

6. 国際第1委員会

1. 委員会の構成

委員長、委員長代理、副委員長2名、委員51名、合計55名で構成した。

委員を6つのワーキンググループ（WG）に分け、それぞれにWGリーダーを指名し、WGリーダーを中心に各WGにて後述するテーマについて調査研究活動を行った。また、委員長、委員長代理、副委員長の合計4名で構成される正副委員長会議にて、委員会運営およびWGテーマ以外の検討事項に対応した。

2. 委員会の運営

毎月（ただし、6, 8, 3月は除く。）、全委員が参加する全体委員会を行った。全体委員会の前半は全体会議として委員間の情報共有等を行い、後半はWG単位に分かれて調査研究テーマについて議論を行った。また、全体委員会の後半の一部の時間（WG活動と並行）等を利用して正副委員長会議を開催した。

年に2回（6月、3月）、国際第2、第3および第4委員会との合同委員会を開催し、各委員会の活動状況の情報共有等を行った。また、年に2回（4月、10月）、国際第2、第3および第4委員会との合同正副委員長会議を開催し、国際委員会全体の運営の調整等を行った。

3. WG活動

- (1) WG1調査研究テーマ「米国特許においてCommon senseに基づく自明性判断を覆せるか？」

KSR最高裁判決以降、「Common sense」に依拠して自明性が判断できることになったが、この判断基準は不明確であった。そこで、KSR最高裁判決以降のCAFC判決26件を分析し、判断基準を明確にするとともに、当該判断基準に基づき自明性主張に対する反論の検討手順を整理した。この成果については論説にまとめ、2018年3月に投稿している。

- (2) WG2調査研究テーマ「審査官データベースを活用した米国ファイナルオフィスアクションへの対応」

米国での特許取得を効率的に行うためにはファイナルオフィスアクションに対する最適な手続きを選択することが重要である。そこで、既存の審査官データベースの掲載情報を検証した上で、当該掲載情報に基づく、手続き選択フローを整理した。この成果については論説にまとめ、2018年5月頃に投稿予定である。

- (3) WG3研究テーマ「Halo最高裁判決後の故意侵害の事例における増額賠償の判断に関する調査研究」

Halo最高裁判決により故意侵害の判断基準が変更され、このことは増額賠償の判断にも影響

を与えているが、日本企業もこの新しい判断基準に対応する必要がある。そこで、Halo最高裁判決以降の地裁判決24件(故意侵害が認定され、かつ、増額賠償要否が判断されたもの)を分析し、これらの分析結果から、故意侵害および増額賠償の認定を回避するための実務上の留意点を整理した。この成果については論説にまとめ、2018年5月頃に投稿予定である。

(4) WG4研究テーマ「自明型ダブルパテントへの有効な対応の調査研究」

自明型のダブルパテントの拒絶理由を解消すべくターミナルディスクレームを提出した場合、特許の権利期間の短縮や権利活用に制約を受けることになる。そこで、主要技術分野において、自明型のダブルパテントの拒絶理由を受けて特許になった2,400件(出願人は日米)の対応状況を調査し、ターミナルディスクレームを提出する前に検討すべき事項を整理した。この成果については論説にまとめ、2018年4月頃に投稿予定である。

(5) WG5研究テーマ「Inter Partes Reviewにおける禁反言に関する調査研究」

米国特許法第315条(e)には、IPRに関する禁反言について規定されているが、この禁反言の適用範囲等については審査規則等にも具体的に示されていない。そこで、CAFCの判例3件(IPRに関する禁反言について説示したもの)およびPTABの判断状況等を分析することにより、IPRの禁反言の適用範囲等を明らかにするとともに、請願者および特許権者のそれぞれの立場から当該禁反言を考慮した留意点をまとめた。この成果については論説にまとめ、2018年3月に投稿している。

(6) WG6研究テーマ「第4次産業革命における米国企業の特許出願戦略」

第4次産業革命において、各業界でIoT、AIおよびBDを活用する動きが活発化しているが、このような動きの中、ビジネス形態が相違していた、もの作り企業とIT企業との間でビジネス範囲が重複してきている。そこで、IoTやAI分野でこのような動きが先行している米国にお

いて、この重複範囲において、もの作り企業とIT企業との間でどのように特許ポートフォリオが構築しているのか調査し、そのポイントをとりまとめた。この成果については論説にまとめ、2018年5月頃に投稿する予定である。

4. 意見発信および対外会合対応

(1) ブラジル産業財産庁のパブコメ募集(特許出願審査バックログ解消のために無審査で登録するというもの)に対し、権利濫用の防止策等も考慮して欲しい等のコメントを提出した。

(2) AIPLAとの会合、ブラジル産業財産庁長官との会合、ブラジル審査官研修へのアドバイザー出席、中南米代理人のJIPA訪問対応等を通じて、情報交換等を行った。

5. その他

(1) CAFCの判例概要等を知財管理誌の外国特許ニュースに投稿した(6~8本/毎月)。

(2) 2016年度の調査研究テーマ6件について関東部会、関西部会にて報告を行った。

(3) JIPAシンポジウム対応として実行委員会に委員を1名派遣した。また、各WGから1名ずつ合計6名で構成するポスターセッション対応WGを作り、ポスターセッションにも参加した。

(4) R4A/H18「米国特許をうまく取得する方法」(2017年11月に東京、大阪、広島(大阪開催のサテライト会場)で開催)にそれぞれ講師を2名ずつ派遣した。

(5) R72「企業実務者観点による米国訴訟対応」(2017年10月に東京、大阪で開催)にそれぞれ講師を2名ずつ派遣した。

(6) T3「企業若手知的財産要員育成研修」(2017年7月~2018年2月に東京で開催)に講師を1名派遣した。

7. 国際第2委員会

1. 委員会の構成および運営

本年度の委員会活動は、委員長1名、委員長代理1名、副委員長3名及び委員29名の計34名で開始した。途中、委員1名の退任があったた

め、33名で終了した。

2. 委員会の運営

3つの小委員会を編成し、原則として、月次の定例会議において全体会議と小委員会活動を行った。第1小委員会は、テーマ毎にさらに3つのWG (Working Group) を設定し、Working Groupリーダーのリーダーシップのもと各テーマについて検討した。第2、第3小委員会は各委員会を担当する副委員長がリーダーとなり担当テーマを検討した。上記の定例会議の他に適宜臨時の小委員会会議等を開催した。

3. 委員会の活動概要

3.1 本年度の活動方針

本年度は、①委員の人脈形成および成長のための気づきの場を提供する、②国内外におけるJIPAプレゼンスの向上に繋がるアウトプットを行う、という2つの方針の下、担当地域の中から、欧州及びPCT制度について調査・検討を行った。

3.2 各小委員会の活動

(1) 第1小委員会の活動

本年度、第1小委員会は3つのテーマに分かれて活動した。

第1テーマ名：ドイツ特許権侵害訴訟実務マニュアル改訂作業（6名）

国際第2委員会は「ドイツ特許権侵害訴訟実務マニュアル」という冊子を発行している。同冊子は2010年に発行されて以来、改訂されていない。この点について、最新の情報を反映した「使える」マニュアルの発行を目指して活動を推進した。今年度は、前回以降の主要判決の入手とその内容の確認、マニュアルに掲載する判例の選定及び同判例についての原稿の作成を行った。又、新たな企画として「実践編」を立案し、そのコンテンツを検討し原稿を作成した。

本テーマは中長期テーマであり、翌年度も活動を継続する予定である。最終的には冊子を発行するよう推進していく。

第2テーマ名：EP特許のナショナル裁判所での判断に関する調査（8名）

EP特許由来の各国（DE, GB, FR）特許の

有効性の判断の違いを検証し、今後の実務に役立つ情報提供をすること、を狙いとし調査等を行った。

具体的には英独仏の3国で有効性の判断が分かれた欧州特許13ファミリーに対する各国判例を抽出、その内容を精査した。これらの国での判例の詳細な分析から示唆される3国での違いについて考察し、実務上の留意点を抽出した。

こうした内容を踏まえ、無効化訴訟における攻撃・防御に係る地域的な特徴やそれらを踏まえた実務上の検討事項を中心に整理し、論説を執筆、知財管理誌に2018年11月頃投稿する予定である。

第3テーマ名：EP formal issueに基づく異議申立ての実態調査（5名）

実務上の留意点・指針を得ることを念頭に置き、EPOにおけるformal issue（特にAdded subject matter）を理由とした異議申立てについて統計調査と事例分析を行った。

具体的には、異議申立約300件の傾向分析、すなわち、異議申立人／権利者が日本企業であるか否かによる差異を分析した。この分析により、日本系企業が海外系企業に比較して攻撃時にformal issueを利用している割合が際立って低いことが分かった。

また、formal issueにおける、Added subject matterで取り消されたケースの詳細を調査し、実務上の留意点を抽出した。

こうした内容を踏まえ、ケースの詳細を紹介しつつ、異議申立人としての留意点をまとめたチェックリストを中心に論説を執筆、知財管理誌に2018年7月頃投稿する予定である。

(2) 第2小委員会の活動

テーマ名：Industry4.0技術の権利取得に関する調査研究（7名）

欧州において、ドイツが政府も関与する形でいち早くIndustry4.0を掲げ、IoT, AI, BigDataに関連する技術の開発及び産業を後押ししているという状況を鑑み、その中で、IoTの「知財」に焦点を当て、これら欧州での権利取得の留意点を見出すことを目的に活動を行った。

具体的には、IoT, AI, BD分野を対象としたJP, US, EP, CNでの権利化状況を調査した。この調査により、EPOにおける特許査定率はこれらの分野の全てにおいて4庁の中で最も低いことが分かった。次に、特許査定を得にくい状況を、EPでの拒絶理由の傾向を分析することにより詳細に調査した。その上で、対策としての実務上の留意点の抽出を行った。

こうした内容を踏まえ、IoT, AI, BD分野における欧州での権利取得の留意点を中心に論説を執筆、知財管理誌に2018年11月頃投稿する予定である。

(3) 第3小委員会の活動

テーマ名：PCT制度に関するアンケート（6名）

PCT活用実態に関するアンケート調査を行うと共に過去の結果と対比することによって、近年の利用実態の変化を抽出し、より巧くPCT制度を利用するための参考情報を会員企業へ提供することを目的に、PCT制度に関するアンケートを行った。

国際委員会に委員を派遣しているJIPA会員企業に対しアンケートを行い、51社から回答が得られた。アンケートの多くの部分は2006年度に実施した同趣旨のアンケートと同じであるため、2017年度の回答結果を分析する際に、2006年度の回答結果との対比も行うことにより、継続変化についても調査した。

今回の調査では、前回の調査時と比較してPCT利用が促進されていること、国際予備審査を頻繁に利用する企業が減少していることなどがわかった。

こうした内容を踏まえ、アンケートから抽出されたPCT制度を利用するための参考情報を中心に論説を執筆、知財管理誌に2018年5月頃投稿する予定である。

3. 3 意見発信・対外会合等

当委員会では、担当範囲の知的財産制度改善に向けて、国際政策プロジェクトと連携して、又は、単独で、担当範囲内の国や機関に対し、意見発信を行った。具体的には、国際政策プロ

ジェクトへ委員を派遣し（1名）、ジュネーブのWIPO本部で開催されるPCT作業部会第10回にオブザーバとして出席、特許庁・ユーザ双方にとってメリットのあるPCT制度の適切な発展という視点から議論に参加した。また、WIPO PCT法務部との間で1度の会合を持ち、第3小委員会のメンバ5名と、PCT制度の現況について意見交換を行った（11月30日）。

また、EPOと、定期的会合であるPartnership for Quality Meetingを9月11日に行い、ルツ副長官を代表とする代表団と、EPOの近年の取り組みや、Early Certainty from Search等の進展について意見交換を行った。

8. 国際第3委員会

1. 委員会の構成および運営

本年度の委員会活動は委員長、小委員長6名、及び委員26名の計33名で活動を行った。

2. 委員会の運営

3つの小委員会を編成し、毎月定例で正副委員長会、全体会議と小委員会活動を行った。各小委員会は担当の小委員長を小委員会リーダーとして、各テーマについて調査研究を行った。また、上記定例会議の他に適宜臨時の正副委員長会、小委員会、外部との意見交換会等を開催した。

3. 委員会の活動概要

3. 1 本年度の活動方針

本年度は、中国および韓国に関するテーマを中心に調査・研究を行い、台湾についてはアジア戦略プロジェクトと連携してパブリックコメント提出等を行った。

3. 2 各WGの活動

(1) 第1小委員会の活動：

テーマ：中国実用新案・特実併願に関する実態調査（10名）

2011年度国際第3委員会においてJIPA会員企業を対象にアンケート調査が行われ実用新案の利用実態が報告された（知財管理vol.63, no.2, 2013）。その後2017年度にかけて、実案を取り巻く環境に少なからず変化がみられた。

たとえば、2013年10月15日〈専利審査指南〉の訂正に関する決定（局令第67号）により、明らかに新規性を有さない場合は実案出願が拒絶されることになった。また、特許の審査機関の短縮が進み（2011年11月導入された日中特許審査ハイウェー（PPH）、通常の審査でも2011年以降も順調に審査期間が短縮（2011年40.7月、2015年36.4月）、早期権利化という実案のメリットが薄れてきている。

統計データ上では日本企業からの中国への実案出願件数及び特実併願件数が2013年をピークに減少に転じた。

2011年度から6年経過した2017年度、実案出願・特実併願・クリアランスを中心にどのような利用実態の変化がみられたのかをまとめた。知財管理誌へ2018年6月に投稿予定である。

(2) 第2小委員会の活動：

テーマ：別冊資料「中国専利権侵害対応実務マニュアル 改訂第2版」の発行（10名）

資料「中国専利権行使実務マニュアル」は、2009年に初版が発行されて以来9年が経過している。この間中国では年々特許出願数が増加し、中国における出願件数は年間100万件を超え今や世界一となっている。また、2014年11月には北京、上海及び広州に知識産権法院（知的財産裁判所）が設立されて知的財産の運用と保護の強化が図られ、専利権関連の民事訴訟も2016年以降年間1万件を超え、対抗手段としての無効審判も増加しつつあるとともに、損害賠償金額が高額となる傾向にある。さらに、民法通則・総則および民訴法等の法改正や専利権の解釈や裁判手続に影響のある司法解釈の改正・公布も行われ、第四次専利法改正作業も進められている。

このような変化に対応すべく、最新の法改正情報を織り込みつつ、侵害への対策を中心とした内容に改訂し、JIPA会員の中国専利権侵害対応実務の一助とすることを目的として本資料を2018年6月に発行する予定である。

(3) 第3小委員会の活動：

テーマ1：IoT関連特許に関する中国の出

願動向（6名）

日本ではモノのインターネット（以下 IoT「Internet of Things」）を活用した産業発展に注目が集まってきている。一方で中国は巨大なEC市場や巨大な通信端末数を背景とした世界最大のIoT大国への成長が予測されている。中国は有望な市場であるとともに、中国企業との技術競争が懸念される。そこで中国のIoT分野における特許出願をマクロ的、ミクロ的に分析してみたところ、既に中国のIoT分野の出願は急激な伸びを示しており、一部の先進的な中国企業は特許による囲い込み、キャッチアップ、将来のコネクティビティ化を想定した出願を行いつつあることが確認された。日本企業は既存のIoTビジネスの知財保護強化や将来のコネクティビティ化に対する知財の備えを早期に開始する必要があるとの論説を作成した。2018年6月に知財管理誌へ投稿予定である。

テーマ2：韓国における間接侵害に関する判例研究（5名）

韓国特許法における間接侵害に関する規定は、日本特許法第101条1号及び4号に相当するいわゆる「のみ品」に関する規定が第127条に設けられおり、「その物の生産にのみ用いる物（同条1号）」等の解釈を示す裁判例が蓄積されつつある。日本にとって韓国は中国、米国に次ぐ第3の貿易相手国であり、また、数多くの日本企業が韓国へ進出している状況を考慮すると、日本企業にとって、韓国における間接侵害の成否について十分留意する必要がある。そこで当小委員会韓国WGでは、韓国における間接侵害の判例6件について分析を行い、消耗品における間接侵害の判断基準や「特許物の生産にのみ使用する物」の主張・立証責任に関する主体要件等、間接侵害を検討する上で重要な指針が示されていることを提示した。2018年5月に知財管理誌へ投稿予定である。

3.3 その他

(1) 意見発信

中韓台の特許法関連法令改正に関し検討し、アジア戦略プロジェクト経由で以下の意見発信

を行った。

- ・台湾「間接侵害規定導入に関する公聴会向けJIPA意見」

(2) 外部との交流

- ・2017年10月13日に知的財産研究所主催の日中共同研究ワークショップにアジア戦略プロジェクトメンバーとともに委員2名を参加させ、中国研究者・日本研究者との意見交換を行った。
- ・2017年11月7日に中国広州市知識産権局他と日中企業連携プロジェクトとの意見交換において委員2名を参加させ、広州市での行政ルート知財侵害対応について意見交換を行った。
- ・2017年12月1日に中国国家知識産権局実用新案審査部とアジア戦略プロジェクトの意見交換において委員5名を参加させ、実用新案の審査実務に関する意見交換を行った。
- ・上記以外に、各小委員会にてテーマに合わせて適宜特許事務所等と意見交換を実施した。

(3) JIPA研修

- ・T3研修講師として舟津副委員長を派遣し、海外テーマとして中国に関する指導を行った。
- ・2017年8月に発行された別冊資料第481号「中国における特許権取得上の留意点（改訂第4版）」を教材とした臨時研修R11の企画を行った。（2018年3月31日）

9. 国際第4委員会

1. 委員会の構成及び運営

本年度の委員会活動は、委員長、委員長代理1名、副委員長2名、及び委員13名の計17名で活動を行った。

2. 委員会の運営

2つの小委員会を編成し、原則として、毎月、定例会議を開催し、全体会議と小委員会活動を行った。各小委員会は担当の委員長代理及び副委員長を小委員長として、上記の定例会議の他

に臨時の小委員会を開催しつつ、各小委員会担当のテーマの検討を行った。

また、政策プロジェクトの中でJIPAシンポジウムプロジェクトへの対応も行っており、委員会の枠を越えて活動を行った。

3. 委員会の活動概要

3.1 本年度の活動方針

本年度は担当地域の中から、インド、及び、ASEAN諸国に関するテーマを中心に調査・検討を行った。

3.2 各小委員会の活動

(1) 第1小委員会

本年度、第1小委員会は2つのテーマに分かれて活動した。

テーマ1：インドにおける特許審査期間に関する調査・研究（5名）

インドでは、特許審査待ち件数が積みあがっており、出願から登録までの期間の長期化が深刻な問題となっている。インド特許庁は、この状況を打開すべく2016年5月に特許規則改正を実施し、同年に審査官の大幅増員を行った。しかしながら、実際のところその効果を実感できていない。

そこで、当小委員会では、インド特許庁により提供されるデータベースから入手できるデータを用いて、2016年の前後で特許審査請求から審査着手までの審査期間を比較すると共に、登録までに要する最近の期間を調査・検討した。本テーマについては2017年度の完了テーマとし、調査・検討結果をまとめ、2018年4月に知財管理誌に論説を投稿予定である。

テーマ2：インドにおける対応外国出願情報提出義務（特許法第8条）に関する調査・研究（4名）

近年、インドへの出願件数が伸びているが、特許法第8条に規定される対応外国出願情報提出義務（以下、8条(2)）への対応が日本企業にとって負担となっている。日本知的財産協会は8条(2)の負担軽減についてインド特許庁へ申し入れ、2016年訪問時に、WIPOから取得可能な情報は要求しないなどの負荷軽減策を検討

するとのコメントを得た。

そこで、PCTルートでの最初の拒絶理由通知における8条(2)の記載の変化を調査・検討し、インド特許庁による8条(2)の運用実態を把握すると共に、検討された負荷軽減策の検証を行い、実務上の留意点をまとめた。本テーマについては2017年度の完了テーマとし、2018年4月に知財管理誌に論説を投稿予定である。

(2) 第2小委員会

テーマ：ASEAN・インドにおける特許権行使の実態に関する調査・研究（7名）

昨年度、デリー高等裁判所とムンバイ高等裁判所の事件を分析した結果、製薬・通信分野において、欧米企業がインドで特許侵害訴訟を活用する実態が垣間見えた。インドやASEAN諸国の特許侵害訴訟に関しては、その有用性の有無を含めて、進出する日本企業の関心度は高いと思われる。

そこで、今年度は、インドの他、ASEAN諸国のうち、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、シンガポール、インドネシアに調査対象国を広げ、特許権行使の実態を把握するため各国の統計調査や判例を調査し、分析を行った。本テーマについては2017年度の完了テーマとし、分析結果をまとめ、2018年3月に知財管理誌に論説を投稿した。

3. 3 意見発信

委員会では、担当範囲の知的財産制度改善に向けて、政策プロジェクトと連携し、又は、担当範囲内の国に対し、意見発信を行った。具体的には、アジア戦略プロジェクトと連携し、適時意見発信を行った。

また、特許庁国際協力課と会合を持ち、情報交換を行った。ASEAN諸国審査官との意見交換、シンガポール政府機関・知財庁との意見交換に委員を派遣し、それぞれASPEC（ASEAN特許審査協力）、シンガポール政府機関・知財庁による取組について情報交換を行った。さらに、特許庁委託事業「特許審査マネジメントコース」に委員を派遣し、ASEAN・インド特許審査官との間で情報交換を行った。

10. 医薬・バイオテクノロジー委員会

1. 構成及び運営

2017年度の医薬バイオテクノロジー委員会は、委員長1名、委員長代理1名、副委員長5名、第1小委員5名、第2小委員5名、及び第3小委員6名の計23名で構成した。

正副委員長会議及び第1から第3小委員会までの各小委員会は原則毎月定期開催し、年6回（4月、6月、10月、12月、2月、3月）の全体委員会も開いた。

2. 活動の概要

(1) 前年度の繰越

前年度の繰越として、下記論文を知財管理誌に投稿・掲載した。

①「再生医療分野における特許戦略及び特許審査の三極比較研究」知財管理2017年9月号掲載。

②「医薬品産業におけるライセンス契約の留意点」知財管理2017年10月号掲載。

(2) 特許庁等との意見交換会

①特許庁国際政策課との第26回WIPO-SCPに関する意見交換会（6月26日）。

②特許庁国際政策課との第27回WIPO-SCPに関する意見交換会（12月4日）。

③審査基準室との意見交換会（12月5日）：創薬AI関係の特許出願審査についての課題、バイオ後続品の特許出願審査についての課題について意見交換を行った。

(3) 意見要望書等の提出

①中国に対する生物遺伝資源の取扱いに対する国内措置法案に対する意見提出（4月21日）。

②ブラジルの化学分野における特許審査ガイドラインの改定に対する意見提出（5月10日）。

③台湾の特許延長登録出願制度についての公聴会に対する意見提出（6月14日、9月19日：製薬協と合同）。

④台湾の特許延長登録出願制度についての審査改正案に対する意見提出（1月9日：製

薬協と合同)。

(4) 外部団体との意見交換会

- ①日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会との意見交換会を開催。先方から「CRISPR、遺伝子解析技術、iPS細胞ストック事業等の先端技術と特許」及び「特許権侵害につながり得るようなジェネリック医薬品の適外使用の可能性と特許侵害として訴求可能性」について、当委員会から「AI/IoT関連についてのライフサイエンスでの活用」及び「バイオシミラーにおける特許戦略」について説明しその後、意見交換した(11月10日)。

(5) 委員派遣等

- ①H29年度審判実務者研究会に岡委員を派遣。
- ②第26回WIPO-SCPへ迫委員長をオブザーバー派遣(スイス, ジュネーブ: 7月3~7月6日)。知財管理2017年12月号掲載。
- ③第27回WIPO-SCPへ迫委員長をオブザーバー派遣(スイス, ジュネーブ: 12月11~12月15日)。知財管理投稿予定。
- ④2017年度JIPAシンポジウムに勝俣委員を派遣。

(6) 東西部会発表

- ①「再生医療分野における特許戦略及び特許審査の三極比較研究」について、12月度東西部会にて発表。
- ②「医薬品産業におけるライセンス契約の留意点」について、12月度東西部会にて発表。

(7) 委員会活動

【第1小委員会】

「医薬・バイオテクノロジー分野における次世代技術(例, IoT, 人工知能など)に関する知財研究」

医薬・バイオテクノロジー分野におけるAI, IoTの現状とそれに関する特許について現状分析と特許課題検討を行った。

今後考えられる課題として、医薬の有効成分の発明をAIがなした場合における、発明者適格性、進歩性の考え方、実施可能要件の考え方

等仮想事例をもとに検討を行った。

本テーマに関しては、特許庁審査基準室や日本弁理士会・ライフサイエンス委員会との意見交換会でも情報をシェアして、課題を議論した。

知財管理に2018年春投稿予定。

【第2小委員会】

「バイオシミラー等に関する知財研究」

①先発バイオ医薬品メーカーがとりうる特許戦略, ②後続バイオ医薬品の特許戦略, ③バイオベターの特許権利化戦略の切り口で研究を行った。

本テーマに関しては、特許庁審査基準室や日本弁理士会・ライフサイエンス委員会との意見交換会でも情報をシェアして、課題を議論した。

知財管理に2018年春投稿予定。

【第3小委員会】

「医薬・バイオテクノロジー分野における特許権の制限と例外に関する研究」

本テーマについては、①強制実施権と②試験研究の例外の二つのトピックで検討を行った。

①強制実施権については各国の事例集めと、ドイツでの強制実施権の事例紹介を中心に検討を行い、②試験研究の例外については医薬品承認に関する試験の免責(いわゆるボーラー条項)についての各国の制度についての情報収集を中心に検討を行った。

知財管理に2018年春投稿予定。

【ポスターセッション】

第17回JIPA知財シンポジウムにおいてポスターセッションに参加した。

11. ソフトウェア委員会

1. 構成及び運営

本年度の構成は、委員長1名、副委員長5名を含む35名であった。本年度は、ソフトウェアに関わる法制度についての研究を行う第1小委員会と、ビジネスについての研究を行う第2小委員会の2つの小委員会の体制で活動した。

8月, 1月を除き毎月1回計10回の全体委員会, 小委員会, 正副委員会を開催した。1月は著作権委員会との合同委員会を開催した。また,

各小委員会は活動の進捗に応じて、臨時の委員会を開催した。

2. 各小委員会の活動概要

2.1 第1小委員会

第1小委員会は、例年「各国におけるソフトウェア知財保護」をテーマとして、ソフトウェア関連特許に関して、特に日米欧等の審査基準や判例から、成立性（適格性）、進歩性、侵害訴訟事件等の事例の検討に取り組んでいる。今年度は、主に以下の2つの活動を行った。

(1) 日米最新ソフトウェア判例ピックアップ

ソフトウェア知財に関連する動向を判決から把握するべく、日米の最新ソフトウェア判例を毎月ピックアップし、争点の確認や判決における判断の考え方について議論した。

(2) データ関連発明の特許保護における調査研究

データ関連発明の保護範囲や保護のための適切なクレームドラフティングを把握するため、近年のデータ関連発明の調査・研究を行った。本研究は、以下の2つのアプローチで活動した。

① データ関連発明に関する判決の調査・分析

29条柱書で争われた国内判決を中心に調査し、データ関連の保護範囲を分析した。

② データ関連発明に関する国内審査状況の調査・分析

データ関連発明として抽出した登録特許390件、拒絶査定となった157件について調査し、現状の審査状況を分析した。

以上の調査・分析結果から、特許保護可能なデータの体系化とそのクレーム記載方法における発明該当性について考察を行った。

(2018年5月末論説投稿予定)

2.2 第2小委員会第1WG

第2小委員会第1WGは、「AIにおける知財戦略に関する調査・研究」をテーマとして、AIに関する基本事項、主要国におけるAIと知財の概況、主要なAIと知財に関する検討委員会の公開資料から考えられる、ビジネスの発達を見据えた知財関連法制度改正の検討状況、主なAIプラットフォーム利用上の留意点等を調

査・検討した。主な内容は以下の通りである。

(1) 官公庁管轄のAI関連の検討委員会の報告書等の確認

経産省、文科省、総務省、内閣府及びこれらの省庁の外局管轄の検討委員会の報告書から、特許法・著作権法・不正競争防止法・契約実務等の知財及びAIに関係する報告書を調査して、AIと知財の論点及び法制度改正の検討状況を調査した。

(2) AIと知財に関する全体像を大まかに掴める仮想事例の作成

SIer、デバイスメーカー等のプレイヤー毎の論点が整理できる仮想事例を作成した。

(3) 仮想事例を通じてAIと知財の法制度改正を見据えた留意点の整理

(2)の仮想事例の各プレイヤー毎に、(1)で検討したAIと知財についての留意点を整理する。(2018年3月末論説投稿予定)

2.3 第2小委員会第2WG

AIをビジネスの現場に導入する動きが活発になってきているが、自前でAIを開発し、導入することは容易ではない。そのため、AI開発を委託するケースが増えている。当WGでは、AIの開発場面及び利用場面から生じる発明に関する留意点を、ユーザ（AIを導入したい企業）、ベンダ（AIの開発ができる他の企業）それぞれの立場から検討した。

まず、AIの作成から利用に至る流れの中で、課題を解決すると考えられる発明の構成を7つのパターンに分類した。

- ① 生データから学習用データを作る処理
- ② AI作成プログラム
- ③ 学習済モデルそのもの
- ④ 分類器
- ⑤ 分析結果を利用する処理
- ⑥ AI全体
- ⑦ モデル加工

次に、銀行のコールセンタ業務に導入する場面をモデルケースとし、7つのパターンのそれぞれにおいて、ユーザやベンダが発明する上での権利化難易度や特許活用のしやすさについて

検討した。

コンピュータ・ソフトウェア発明はプログラミングしなくても発明が完成しうる一方、AI発明は実際に作ってみて試行錯誤しなければ完成しない。この違いがユーザの権利化を難しくする影響を及ぼしている。権利活用しやすいパターンはオープンにしつつ権利活用しにくいパターンはクローズとする、というだけでなく、例えば技術力アピールによる事業拡大を目的としてオープン領域を広げるといったことも考えられる。

詳細な検討結果については、「AI発明のビジネス上の留意点に関する研究」と題して知財管理誌に投稿する予定である。

(2018年3月末論説投稿予定)

2. 4 第2小委員会第3WG

当WGでは、IoT/AI関連事業を行う代表的米国企業を複数の分野から抽出し、各社の概要・歴史や、提起した特許訴訟等を分析した。分析対象とした企業は、以下のとおり。

分野	企業
半導体	Intel
	Qualcomm
ソフトウェア	IBM
	Oracle
	Microsoft
	Google
産業用ソリューション	GE
	Honeywell
消費者製品	Adidas
	Nike

各社の分析結果から特許戦略を次の5つに分類し、市場や事業と特許戦略の関係等を整理した。

分類	企業（事業）
I. 自然状態	Intel (CPU)
	Google (検索/広告)
II. 古典主義	Microsoft (Windows OS)
	GE

	Honeywell
	Oracle (DB)
	Adidas (フットウェア)
	Nike (フットウェア)
III. 新古典主義	Qualcomm
	IBM
IV. モダニズム	Intel (DRAM)
	Microsoft (Windows Phone)
	Adidas (ウェアラブル)
V. ポストモダン	Google (IoT/AI)

そして、これらの結果から、第4次産業革命の下での事業と特許のあり方などを考察した。『ソフトウェア知財戦略に関する調査・研究』と題して、知財管理誌に投稿する予定である。

(2018年4月末論説投稿予定)

3. その他の活動状況

3. 1 委員派遣

(1) AIPPIソフトウェア特許研究会

2010年度から継続してAIPPIソフトウェア特許研究会に委員を派遣している。研究会の課題は、欧米を中心としたソフトウェア関連発明に関する審査基準、判例等の研究が中心であり、課題毎に派遣委員を募集する形態としている。全体委員会にて派遣委員による報告により情報共有を行った。

(2) 平成29年度審査応用能力研修2

特許庁審査官向けの研修の「討論2」へ副委員長、委員を1名派遣した。企業側の参加者として特許庁審査官と討論を行った。全体委員会にて派遣委員による報告により情報共有を行った。

(3) 平成29年度審判実務者研究会

同研究会は、産業界、弁理士、弁護士、審判官の立場の異なる実務関係者が一堂に会し、審決・判決についての研究を行うものであり、1名の委員を派遣した。全体委員会にて派遣委員による報告により情報共有を行った。

(4) JIPAシンポジウム

JIPAシンポジウム実行委員会に委員1名を派遣した。また、JIPAシンポジウムポスター

セッションに参加した。同セッションでは、来場者に対して各小委員会の研究テーマについての説明を行った。

3. 2 外部連携

- (1) 発明協会にて研修中のフィリピン審査官からのインタビュー要請に対応した。同氏は「ICT産業における、企業、業界団体、有識者等からの情報収集を行い、自国の特許庁への提言につなげる」ことをテーマとして研究をしており、ソフトウェア委員会の複数の委員が日本のビジネス関連特許に対する取組についてコメントした。
- (2) 第12回審査基準専門委員会WGにおいて、IoT技術領域の利用に関連する発明の審査基準に追加される事例について検討し、特許第1委員会、特許第2委員会と連携してJIPAの意見を検討した。
- (3) 特許庁の審査基準室、品質管理室との意見交換会（特許第1委員会主催）に参加した。
- (4) 東京地裁、知財高裁との意見交換会にオブザーバー参加した。
- (5) 著作権委員会において「AIと著作権」の検討を進めており、第2小委員会のAI研究テーマとの連携可能性、及び、想定事例をもとに知財の課題について意見交換を行った。
- (6) 著作権委員会との合同委員会を実施し、両委員会の活動成果の紹介、意見交換を行った。
- (7) 日本弁理士会特許委員会ソフトウェア部会との合同委員会を実施し、両委員会の活動成果の紹介、意見交換を行った。

12. 著作権委員会

I. 委員会の構成および運営

本年度は委員長1名、副委員長6名、委員21名、合計28名の構成であった。

8月を除き、毎月1回、合計11回の全体委員会を開催した（うち、1回は合宿）。全体委員会では、全体での活動のほか、イノベーションチーム、リーガルナレッジマネジメントチーム、

コンテンツチームの合計3つのチームを組織し、チーム別に活動を行った。また、各チームの活動スケジュールに合わせて、全体委員会とは別に、自主的なチーム活動を適宜行った。

2017年10月に合宿委員会を開催した。金沢工業大学八東穂キャンパスを訪問し、同大学内感動デザイン工学研究所を見学するとともに、山田真司教授にご講義をいただき、ディスカッションを行った。

II. 委員会の活動

1. 著作権政策・立法動向等の把握、分析

(1) 著作権関連動向報告およびトピック紹介

著作権に関する政策・立法動向等をタイムリーかつ背景事情まで踏まえて把握することを目的として、知的財産戦略本部、文化庁文化審議会著作権分科会各小委員会等の各政府審議会を傍聴し、議論の内容およびその経緯等を調査・分析したうえで、全体委員会で報告して、委員会での情報共有および意見交換を行った。

また、国内外の最新の著作権やコンテンツビジネスにかかわるトピックを各月の担当委員が詳細に解説し、意見交換を行うことで、委員会内での理解の深度化を図った。

(2) 国内の各種パブリックコメントへの対応

国内の著作権法制度に関する以下のパブリックコメント募集等に対応した。

①2018年2月に、知的財産戦略本部が策定する「知的財産推進計画」の2018年版の改訂に向けて、「第四次産業革命（Society5.0）の基盤となる著作権システムの構築」、「2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化」について、次世代コンテンツ政策プロジェクトと連携して、意見書を提出した。

②2018年3月に、一般財団法人ソフトウェア情報センターからの依頼を受け、著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するヒアリングに応じた。

(3) 海外の法改正への対応

海外の法改正に関する以下のパブリックコメント募集等に対応した。

①2018年1月に、アジア戦略プロジェクトおよび次世代コンテンツ政策プロジェクトと連携して、中国著作権法改正草案第4稿について意見を提出した。

②2018年2月に、タイ著作権法改正案に意見を提出した。

2. チーム別活動

昨年度に引き続き、イノベーションチーム、リーガルナレッジマネジメントチーム（昨年度の「社内教育チーム」から発展改称）、コンテンツチームの合計3つのチームを組織し、各委員には希望のチームに所属してもらい、年間を通じてチーム別活動を行った。各チームの活動概要および活動成果は以下のとおりである。

(1) イノベーションチーム

①著作権リフォーム動向調査

国内においては、「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」、「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」、「法制・基本問題小委員会」等の各政府審議会のウォッチングおよび情報共有を行った。2017年度に、著作権法改正案（いわゆる「柔軟な権利制限規定」）の解説記事を執筆予定であったが、国会の解散・総選挙により改正案が成立しなかったため、2018年度に持ち越す予定である。

海外においては、国境を跨ぐオンライン製品・オンラインサービスにおける障壁を取り払うことでデジタル産業の発展と利用者の利便性向上を目指す欧州委員会のDSM戦略における著作権分野のdirective/Regulation案のとりまとめを行い、知財管理誌2017年12月号に論説「EUにおけるデジタル時代に適応した著作権制度リフォームの動向」を掲載した。

②AI等新技术と著作権の関係調査研究

「学習用データセット」「学習済みモデル」「AI生成物」等の著作物性、事例を基にした各ビジネス主体と中間生成物・成果物との関係といった論点についてとりまとめを行い、知財管理誌2017年11月号に論説「AI（人工知能）に関する著作権法上の現状課題と今後について」を掲

載した。

その後は、データライセンス契約（CDLA）、ブロックチェーン、OSSといった新技术と著作権の関係について調査・研究を行った。また、ハッカソン・アイデアソンを行った際の成果物の取扱い、考え方の共有・意見交換を行った。

(2) リーガルナレッジマネジメントチーム

①「著作権に関する社内教育アンケート」の分析

2015年度から2016年度にかけて、著作権委員会およびソフトウェア委員会の一部会員向けに実施した「著作権に関する社内教育アンケート」の結果を集計し、各社の教育の実態と工夫点、問題点を抽出し、知財管理誌2017年10月号に論説『「著作権」に関する企業内教育の現状分析とあるべき姿の研究』を掲載した。

②企業内著作権教育で使える（＝ビジネスで役立つ）「著作権にまつわるトラブル事例（特殊事例・問題事例）」の検討

「著作権FAQ」、「相談事例集」、「トラブル事例」、「営業からMUSTで聞かれる項目トップ5」、「著作権教育の冒頭で話すつかみ事例」についてチームメンバー各社から事例を挙げてもらい、それらに基づいて営業担当者向けの著作権「資料集」の作成・発行およびJIPA研修コース（臨時研修会含む）における「著作権教育研修」実施に向けた検討を行った。

(3) コンテンツチーム

①「キャラクター」についての調査研究

昨年度から調査・研究していたキャラクターに関する判例や事件およびキャラクターライセンスについて、「プロモーション用キャラクター制作時のポイント」と「キャラクターのライセンス契約における検討のポイント」としてまとめ、知財管理誌2018年1月号に論説「キャラクターの制作およびキャラクターライセンス実務における留意点」を掲載した。

②各種コンテンツの著作権権利処理の仕組みと実際についての調査・研究

チームメンバー各社より、自社の取り扱うコンテンツに関する権利処理の仕組み・特徴、ステークホルダー、関連する法律・規制について、

相互に発表を行い、理解を深めた。具体的に取り扱ったコンテンツは、キャラクター映像、実写・アニメ映画（劇場用、TV用、OVA、配信用等）、音楽（楽曲・音源）、電子商取引またはメディアプラットフォーム上に掲載されたコンテンツ、アーカイブ（画像ライセンス）である。

3. ソフトウェア委員会との連携

ソフトウェア委員会においてAIと知財に関する研究を行っていたところ、イノベーションチームと合同で、想定事例をもとに知財の課題について検討を行った（2017年8月、9月）。

ソフトウェア委員会との合同委員会を2018年1月に開催した。

合同委員会では、両委員会の今年度の運営体制と全体活動、各チーム別活動の概要等について共有を行うとともに、トヨタ自動車株式会社先進安全先行開発部 金道 敏樹氏を講師に招き、トヨタ自動車の自動運転の取り組みについて、事例を交えながらご講演をいただき、その後、質疑応答・意見交換を行った。

4. JIPAの活動への対応

- (1) JIPA研修Aコース内の講座「著作権法」に講師を派遣し、各回3時間の講義を行った（関東2回、関西2回、東海1回、合計5回）。
- (2) JIPAシンポジウム実行委員会に委員1名を派遣した。また、2018年2月21日に開催された第17回JIPA知財シンポジウムのポスターセッションに出展し、2017年度の著作権委員会の活動概要等について説明するポスターを展示するとともに、参加者と意見交換・質疑応答を行った。

13. マネジメント第1委員会

1. 委員会の構成と運営

マネジメント第1委員会は委員総勢42名で組織し、委員長を除いた41名で3つの小委員会を構成し、調査研究を行った。各小委員会は原則として1カ月に1回の小委員会を開催して各研究テーマの調査・研究を行い、1カ月に1回開催する正副委員長会議で、委員会活動の方向性の調整と確認を行った。10月には、マネジメン

ト第1委員会と合同で中間の全体会合を開催し、各小委員会から研究テーマの検討状況を発表、パネル展示を実施し、マネジメント委員会全員で各テーマ活動内容の共有を行った。また、3月には、マネジメント第2委員会と合同でまとめの全体会合を開催し、1年間の研究成果を報告し、委員会全体で共有した。

第1小委員会は、石田小委員長および柴田小委員長補佐と12名の委員で「グローバル知財マネジメント」をテーマとし、特に現地知財人材の視点から調査・研究を行った。現地に知財組織・リエゾンを置いて日本本社と連携して活動を進めるには、組織形態や人材配置など、選択肢や考慮すべきことが多い。本テーマでは、本社が現地に求める役割を考慮した現地化対応のプロセスと態様について分類を行い、その分類に応じた現地知財人材とのコミュニケーションや動機付けなどのマネジメント手法について提言を行うことを目標に1年間活動を行った。

第2小委員会は、伊田小委員長および江坂小委員長補佐と10名の委員で「グローバルな職務発明制度の研究（戦略的な制度設計）」をテーマとして調査・研究を行った。当小委員会では、日本で職務発明規定の改定に伴い、制度設計自由度が向上したことで、グローバルな視点で職務発明制度を制定する機会にもなっていると考え、開発のグローバル化に対して、各国法制度等を踏まえた職務発明制度をグローバル視点で設計する上での一助とするために、マネジメント委員会企業の特徴的な企業のヒアリングからヒントを得て検討を行った。

第3小委員会は、中山小委員長、岡本小委員長代理および深津小委員長補佐と12名の委員で「外国代理人の管理・連携・活用とその促進に関する研究」をテーマとして調査・研究を行った。本小委員会では、企業と外国代理人との連携形態の選択要素と形態変更の留意事項について分類整理するとともに、新興国代理人のレベルアップを図るための有効活用策について企業アンケートやヒアリングを通じて検討し、まとめた。

2. 各小委員会のテーマ概要と活動内容

2. 1 第1小委員会

(1) テーマ名 「グローバル知財マネジメント」

(2) テーマの背景

海外開発拠点における現地創生知財の増加により、知財活動を現地化する日本企業が多い。そこで課題となるのが、現地知財人材のマネジメントである。集団主義で合意形成型の意思決定プロセスを特徴とする日本企業の多くにとってグローバルマネジメントはハードルが高く、知財活動の現地化を目ざす一方で、日本人特有の緻密さや正確さへの要求レベルから現地に任せ切れず、結局、中央集権型マネジメント手法を取らざるを得ないというジレンマを抱えている。当小委員会では、日本に本社を持つ企業が、その海外開発拠点の知財業務を如何にマネジメントすべきかとの視点で検討を行った。

(3) 活動内容

4月～5月は、関連文献の調査と、本テーマに関する取り組み方針設定、小委員会内ヒアリングを行った。ここで確認された内容に沿って研究の方向付けを行った上で、6月～9月には、課題設定、仮説の構築、課題解決のための方法論の検討を行った。10月～1月には、仮説および方法論の有効性検証のためにヒアリングを実施し、その分析結果に基づいて課題に対する提言を検討した。その間、12月には、テーマ背景、課題設定、仮説構築、方法論について論説の執筆を開始し、3月にかけてヒアリング結果、提言内容を含めて1年間の研究成果として最終全体会議資料および論説としてまとめた。

(4) 活動報告

小委員会内ヒアリングによるグローバル知財マネジメントに関わる日々の業務課題を整理したところ、

- ①本社が現地に期待する役割と実際の活動レベルの間の乖離
- ②適切な人材リソースの確保と育成が困難であること

という、日本企業が知財業務現地化に取り組み始めた当初からあると思われる2点に集約され

た。

法務、人事など他の本社系業務と異なる知財の特殊性も考慮の上、問題の本質を深掘したところ、

- ①コミュニケーション不足や背景情報共有欠落による相互の理解不足
- ②現地の環境や特有の事情に合わない日本式マネジメントの押し付け

が根源ではないかと考えられた。これらを解決するための方向性として、

- ①情報格差・文化差是正のための双方向コミュニケーション円滑化と異文化を意識したマネジメント
- ②現地拠点の立ち位置や目指す姿（業務機能モデル）について日本と現地拠点間の認識共有

が必要であるとの仮説構築に至った。また、その対策を実践するための施策として

- ①4象限モデル（現地拠点の業務機能モデルとして）
- ②ナレッジマネジメント
- ③トランザクティブメモリー
- ④ホフステードの6次元モデル理論

などの既存の方法論モデルの採用可能性および有効性を検討した。

仮説および方法論の有効性を検証するために会員企業6社にヒアリングを行った結果、

- ①拠点・業務毎に適切な業務機能モデルを見定め、それぞれに応じてマネジメントを方向付けして必要な情報を認識・共有している企業は、海外現地マネジメントを上手く機能させていること
- ②具体的施策として既存の方法論モデルから示唆されるマネジメント手法や要素が有効に活用できること
- ③人材については、目指す業務機能モデルの中で制限事項として認識したうえで設計事項として織り込むことにより、必要最小限の陣容でも効果的な策が打てること

が、具体的な事例とともに明らかとなった。

2. 2 第2小委員会

(1) テーマ名 「グローバルな職務発明制度の研究（戦略的な制度設計）」

(2) テーマの背景

日本の特許法が改正され、発明の帰属が変わるとともに、企業は報奨等の設計自由度が向上した。海外開発拠点を持つ企業は、グローバルな視点で職務発明制度を制定する良い機会になると考え、グローバルな企業は、発明者のモチベーションを確保しつつ、戦略的で効率的な職務発明制度を制定する上で、選択肢として、①グローバルで単一職務発明規定・制度を設けるべきか、あるいは、②ある部分を共通化し、ある部分は個別化する制度とすべきか、が考えられる。両者について、技術者の拠点間異動等を踏まえたPros/Consや対策等を明確にした上で、グローバル職務発明制度の設計について検討を行うこととした。

(3) 活動内容

- ・ 4月～7月 各国特許制度の情報収集，比較対比
- ・ 8月～10月 マネジメント委員会メンバーへのアンケート及びヒアリング
- ・ 11月～12月 職務発明制度の類型化，Pros/Consの検討
- ・ 1月～3月 各国制度の注意点を考慮した制度検討，論説執筆

(4) 活動報告

まず、主要国の特許制度における職務発明規定の情報を収集しその対比を行った。制度内容が規定されておらず、当事者間の契約により取り決めが行える設計の自由度が高い国（例えば、米国）から、制度内容が規定されており会社側での裁量範囲が小さく制度設計の自由度が小さい国（例えば、独国）を確認し、あわせて各国の訴訟件数と金額の実情を把握した。

それに合わせて、マネジメント委員会各社にてグローバルの開発拠点での職務発明規定の統一化状況についてアンケートを行い、グローバル全部で統一、あるいは一部を統一している特徴的な企業をピックアップし、制度設計の考え

方をヒアリングした。

その結果、共通するメリットとして、発明者の拠点異動時の不公平感の緩和や報奨管理業務の効率化などがある一方、各国法制による規定の違いによる訴訟リスクなどの懸念があることが明らかとなった。

そこで、グローバル開発拠点における制度の統一化について類型化するとともに、そのPros/Consや対策等を検討し、制度の共通化を検討するにあたって、開発実態に基づきどのような点を共通化し、どのような点を差別化することが制度設計上適切であるか、各社において職務発明制度をグローバル化する上で、会社組織の観点で「人材の流動性」「管理の集約度」「拠点創設の背景」、地域的観点で「報奨リスク」等の考慮すべきポイントをまとめて指針を示すこととした。

2.3 第3小委員会

(1) テーマ名 「外国代理人の管理・連携・活用とその促進に関する研究」

(2) テーマの背景

近年、新興国を含めた事業のグローバル展開に伴いPCT出願に代表される海外特許出願が増加する傾向にある。しかしながら、企業は、これらに対処するリソースを潤沢に提供できる状況には無く、外国代理人との連携をはじめとした知財マネジメントを駆使して、品質良い権利を低コストで獲得していかなければならない。また、新興国の出願も増加し、審査や執行基盤が十分でない国における代理人を通じた知財マネジメントが重要になってくる。本テーマでは、外国代理人との連携について、その管理・連携形態の選択考慮要素や連携形態の見直しをしていく上での留意事項を検討するとともに、新興国の外国代理人が付加価値を創出するための活用策につき、検討・考察を行った。

(3) 活動内容

4月～6月は、本テーマの関連文献の調査を行うとともに、小委員会メンバー会社のテーマに関する活動を紹介しあい、テーマに関する重要なキーワードや切り口の考察を実施した。7

月～8月には、小委員会内でテーマに関するアンケートを実施し、9月までの間、現状の課題を整理し、あるべき姿への道筋を検討して仮説を立てた。10月～12月には、仮説を検証し、具体的な提言の材料を得るためにマネジメント委員会全体にアンケートを実施し、回答結果を分析した。それに基づき、1月～2月前半に特徴的な活動や工夫の見られる企業にヒアリングを実施した。1月～3月は、アンケート及びヒアリング結果から会員企業に向けた提言を検討しまとめると共に、知財管理誌原稿の執筆活動を実施した。

(4) 活動報告

企業と外国代理人との連携形態については、企業が国内外の特許事務所（ハブ事務所）を経由して外国代理人と間接取引をする『ハブ経由』のケースと、企業と外国代理人が『直接取引』をするケースの2つに大別できる。その選択考慮要素は、コミュニケーションの品質、コスト、等の一般的なメリット・デメリットに加えて、以下の3つの要素が重要であることがわかった。

- ①国／商品毎の事業環境から求められる出願目的などの特許実務に求める品質
- ②各国の審査官や権利執行状況などの出願国の知財インフラの成熟度
- ③自社におけるスキル／リソースの確保状況
連携形態の変更に当たっては、これらの要素のデメリットの解消だけでなく、メリットを伸ばす準備・対策等の施策が必要である。また、いつ変更が必要になってもよいように常に先を見据えて状況を把握しておくことが大事であることがわかった。

新興国においては、新興国代理人のレベルアップを図る必要があり、特に、権利形成に結びつくスキルをアップさせるために、技術説明会のアレンジや、自他社業界情報と受任案件との関連性をレポートさせたり、先行技術調査をさせて受任案件との関連性から有効性の高い権利を取得するにはどうしたらよいかをレポートさせるなどの活動を積極的に行っていくことが大事であることがわかった。また、1社のみなら

ず、複数の企業が行うことにより、権利形成の意識が高まり、日本企業が外国企業に勝っている代理人を確保していくことが大事ではないかと考察した。

14. マネジメント第2委員会

1. 委員会の構成と運営

マネジメント第2委員会は委員総勢46名で組織し、委員長を除いた45名で3つの小委員会を構成し、調査研究を行った。各小委員会は原則として1カ月に1回の小委員会を開催して各研究テーマの調査・研究を行い、1カ月に1回開催する正副委員長会議で、委員会活動の方向性の調整と確認を行った。10月には、マネジメント第1委員会と合同で中間の全体会合を開催し、各小委員会から研究テーマの検討状況を発表、パネル展示を実施し、マネジメント委員会全員で各テーマ活動内容の共有を行った。また、3月には、マネジメント第1委員会と合同でまとめの全体会合を開催し、1年間の研究成果を報告し、委員会全体で共有した。

第1小委員会は、奥田小委員長、今長谷小委員長補佐および13名の委員で「ICT時代の知財戦略～競争と協調における知財マネジメント～」のテーマで調査・研究を行った。

本小委員会では、「競争」と「協調」の関係が混在する環境における知財マネジメントのあり方を提言すべく、1年間活動を行った。具体的には、「協調」の具体的なビジネス形態として「共創」と「ビジネスエコシステム」を対象に研究を行い、各形態の特徴と事業戦略を明らかにし、知財戦略と知財戦術を導出した。

第2小委員会は、佐々木小委員長および山本小委員長補佐と13名の委員で「AI等を利用した知財活動に関する研究」をテーマとして調査・研究を行った。当小委員会では、知財人材スキル標準をもとにAIが利用できる知財活動を洗い出し、そこからビジネスに新たな価値提供ができる6項目をピックアップして、簡易AIや有識者ヒアリングによる実現性の検証を行った。次に、AI導入に当たっての課題を整

理し、その課題解決に向けての具体的な人材育成方法、ツールとデータを意識・確保するための施策の検討を行った。

第3小委員会は、倉貫小委員長および菅野小委員長補佐と13名の委員で「知財部門からの情報発信のあり方」をテーマとして調査・研究を行った。当小委員会では、企業における情報発信の方法・発信情報の種類などの実態から問題点を抽出し、経営層が直面する様々な経営課題を、知財部門が把握したうえで、どのような情報をどのように発信すれば、経営層にとって有益なものにできるかの検討を行った。

2. 各小委員会のテーマ概要と活動内容

2.1 第1小委員会

(1) テーマ名 「ICT時代の知財戦略－競争と協調における知財マネジメント」

(2) テーマの背景

第4次産業革命をはじめとする環境変化により、他社との協力関係に基づくビジネス形態(本研究では「協調」と呼ぶ)が増えており、「競争」と「協調」の関係が混在する状況になっている。「協調」における知財マネジメントは「競争」の場合とは異なると考えられ、各プレイヤーは自社の戦略や役割に合わせ知財マネジメントを行うことが必要となる。

(3) 活動内容

- ・ 4月～7月 「協調」に関する文献、事例の調査
- ・ 8月～9月 文献・事例の解析(対象企業の特許解析含む)
アンケート実施適否の検討(模擬アンケート実施)
- ・ 10月～12月 アンケート設計・実施。ヒアリング先検討
- ・ 1月～2月 ヒアリング実施。アンケート解析。研究成果骨子検討
- ・ 3月 論説検討

(4) 活動報告

本研究としては、「協調」の具体的なビジネス形態として、実務における注目度の高い「共

創」と「ビジネスエコシステム」を対象とした。文献調査や事例分析を基に、各ビジネス形態の定義と特徴を明らかにし、取るべき事業戦略から知財戦略を導出した。

「共創」では、①企業と顧客のコミュニケーションへの自社知財の活用、②課題発見と自社技術の適用過程で発生する知財への対応、③相手との権利関係コントロールによる成果の資産化、の3つが知財戦略として重要である。

一方、「ビジネスエコシステム」では、①ビジネスモデルに対応した特許ポートフォリオの設計、②自社範囲に限らず、システム全体や補完企業の範囲までの特許獲得、③補完企業との関係構築における活用、の3つが知財戦略として重要である。

また、先進的に「協調」に取り組んでいる事業者にはヒアリング調査を行い、各ビジネス形態における重要項目に合わせて知財戦略の整理を行った。各社で「協調」において重要と認識されている活動をアンケートにより把握し、「共創」と「ビジネスエコシステム」それぞれにおける知財活動の留意点を示した。

更に、このようなビジネス形態に対応した知財活動を促進するために、事業部門・営業部門との連携の仕組みや新たな組織構築が必要であることを提言とした。

2.2 第2小委員会

(1) テーマ名 「AI等を利用した知財活動に関する研究」

(2) テーマの背景

近年のAIは、「限定された知能で特定の問題を解決する“弱いAI”」という考え方と、第三次AIブームの中心技術である「物の特徴をコンピュータが自律的に学習する“機械学習”」や「物の特徴だけでなく特徴量をもコンピュータが自律的に学習する“ディープラーニング”」により、著しい発展を見せている。2030年には、86兆円の市場規模との試算もあり、その影響は確実に知財業界にも及ぶと考えられる。このような背景のもと、AIはどのような知財活動に

利用可能か、AIを利用した知財活動（「知財活動 with AI」）によりビジネスに新たな価値を提供できるのか、今後の「知財活動 with AI」に備えてやるべきことは何か、について、実際に簡易AIを使った検証や有識者ヒアリングからヒントを得て検討を行った。

(3) 活動内容

4月～5月は、本テーマの関連文献の調査を行うとともに、小委員会メンバーのAIに関する基礎知識の共有化を図った。6月～7月は、知財人材スキル標準等に則して「知財活動 with AI」の洗い出しを網羅的に行い、AI利用が想定できる知財活動を検討した。8月～10月は、想定した「知財活動 with AI」から6項目を抽出し、具体化と実現性の検証をAIのフリーソフトなどを活用して行った。さらに、「知財活動 with AI」によりビジネスに新たな価値を提供できるのかを検討した。11月～1月は、今後の「知財活動 with AI」に向けての課題と施策を検討し、2月～3月は、AI専門家やAI導入企業へのヒアリングによって、「知財活動 with AI」の実現性やAI導入課題・施策についての検証を実施、原稿の執筆活動を行った。

(4) 活動報告

検討初期段階にて、溢れるAI情報を整理し、弱いAIという考え方と第3次AIブームの機械学習（ディープラーニング含む）に着目して研究することでメンバーの意識合わせを図った。そのうえで、まず、知財人材スキル標準と「これからの知財人材のあり方と育成に関する研究」（2016年度マネジメント研究テーマ）の新サービスに則して「知財活動 with AI」の洗い出しを網羅的に行い、あらゆる知財活動にAI利用が想定できることを確認した。次に、6項目の「知財活動 with AI」について、AI利用により、ビジネスに新たな価値を提供できるかモデルの具体化を行い、AIフリーソフトやAI専門家ヒアリングによりビジネスインパクトと実現性を裏付けた。さらに、今後の「知財活動 with AI」に向けて、4つの課題（AI有効活用、導入コスト、AI進化スピード、データ）と施

策（人材育成、データの意識と確保）を検討・整理した。そして、4つの提言（①AIは知財活動のあらゆるシーンで利用できる可能性がある、②AIを利用することでビジネスに新たな価値提供ができる、③知財部門においてもAI人材の育成が重要である、④AI当たり前時代に備えてデータを意識し蓄積すべきである）としてまとめた。

2.3 第3小委員会

(1) テーマ名 「知財部門からの情報発信のあり方」

(2) テーマの背景

ICT進歩・企業間連携・M&A増加等の企業を取り巻く環境変化（新潮流）に伴い、知財情報が経営・事業に及ぼす影響が大きくなってきている。これに伴い、知財部門の業務も、従来型の特許出願・管理を中心とした受け身の姿勢から、知財戦略の構築に代表される、攻めの姿勢への転換が求められるようになってきており、知財部門から経営層への情報発信も重要性を増してきている。しかし、経営層の注目度など、その手ごたえが得られているという実感は少ない。そこで、既往研究及び現時点における知財部門から経営層への情報発信の実態を把握したうえで、経営課題を解決する観点から、特に非知財情報をどのように取り扱うべきか、どのように・どのような情報を発信・共有すべきか検討を行った。

(3) 活動内容

4月～6月は、本テーマの関連文献の調査を行うとともに、小委員会内企業における知財部門から経営層への情報発信の実態について共有し、それら結果に基づき類型化を試みた。7月～9月は、試みた類型化及び実態に基づく仮説を検証するため、外部有識者へのヒアリングを実施した。10月～12月は、中間の全体会合での意見や検証結果も踏まえ、経営課題で類型化する方針とし、情報発信の方法等を深掘りし、課題の抽出を行った。その結果に基づき、1月～3月では、具体的な情報発信・共有方法（手順・

具体例も含む)の検討を行い、今後のあるべき姿について提言をまとめ、論説の執筆活動を実施した。

(4) 活動報告

検討初期において、業界や業種毎で情報の類型化を試みたが、業界や業種では一定程度の相関性しか見られなかった。そこで、検討を進めた結果、解決すべき経営課題による差異が大きいのことがわかり、経営課題で類型化を行うこととした。ちなみに、経営層といっても、昨今事業が多様化しており、すべてを統括する経営トップクラスに個別の知財戦略を発信することは難しいことから、特定事業の経営判断に資する情報は特定事業の責任者に発信をすべきとの結論に至った。また、経営課題に関わらず、まず分析・発信すべき情報(「基本情報」)が存在することも明らかになったため、情報発信のステップを提示するに際しても、基本情報から順にどのように提示・共有すべきかを示し、具体例を提示した。加えて、経営資源を踏まえて発信内容を検討できるフレームワークも考案した。さらに、ヒアリングから関係部門と連携して情報発信・共有する重要性も確認できた。提言としては、非知財情報が経営層への情報発信には欠くことができないこと、関係部門との連携が重要であること、昨今の技術進歩も踏まえて、いまこそ経営層への情報発信を積極的に行うべきとまとめた。

15. 情報システム委員会

1. 委員会の構成

33名で構成し、委員長1名、副委員長12名、委員12名で活動を開始したが、年度途中で委員退任が1名あり、10月時点で、全32名となり、委員長1名、副委員長12名、委員11名で活動を行った。

2015年度に後述する新たなミッション③を加えたことと委員数が増えたことから、3つの小委員会体制となり、2017年度もこれを継続し、後述の①～③のミッションを、各小委員会に割り当て活動を行った。

2. 委員会の運営

(1) 情報システム委員会活動

定例の全体会議は全11回開催し、理事会の連絡事項の伝達の他、小委員会やプロジェクトの進捗や成果物の情報共有を行い、委員相互の意見交換を図った。

また、正副委員長会を全11回開催した。原則として全体会議開催日の午前中に開催し、全体委員会、各小委員会、プロジェクト活動等の進め方を討議し、円滑に活動が進むように努めた。

(2) プロジェクト活動

定期開催する小委員会に加え、対外的な活動に臨機応変に対応するために、特許庁最適化計画とグローバルDシエについては、専任の委員を配置した。

出願ソフトウェア連絡会への出席2回、特許庁システムに関する特許庁との意見交換会を3回、グローバルDシエ関連の意見交換会5回、特許庁最適化計画関連の意見交換会1回を行った。尚、グローバルDシエについては、国際政策プロジェクトに情報システム委員会から、委員長と委員2名で参加した。

(3) JIPA研修講師派遣

C9Eコース8回への講師派遣を行った。

(4) 外部への委員派遣

AIPPIが特許庁から受託した産業財産権制度各国比較調査研究事業のうち、「各国における各種証明書等の電子的な取扱いに関する調査研究」及び「電子出願制度に関する調査研究」に委員を各1名派遣をした。

(5) 成果物

ペーパーレスニュースの発行4回、論説投稿2本、及び部会発表3回を行った。

3. 活動概要

3.1 ミッション

2013年度に情報システム委員会の活動方向性を明確化するためにミッションを定義した。また、2015年度には事務業務の効率化を新たにミッションに加えた。

現在のミッションは、2015年度から引き続き「企業の知的財産活動を支えるため、①各国の

特許庁や特許事務所を経る知財情報に関する調査・研究、②企業内での知財情報の活用に関する調査・研究、及び③知財業務の効率化に関する調査・研究を情報システム視点で行い、企業内外の情報システムのあるべき姿に関する情報・提言を国内外の企業・特許庁・特許事務所に向けて発信する。」とした。

3. 2 小委員会活動概要

(1) 第1小委員会

調査・研究のテーマは、「効率的な知財活動のためのグローバルDシエの調査・研究」とした。(6名、全13回開催)

2013年度から継続的に、各国特許庁から得られる電子情報の活用に関して調査・研究を行い、論説の発行及び部会発表をすると共に、グローバルDシエタスクフォース(GDTF)会合や特許庁との意見交換会等を通じて、ユーザーの視点から意見・要望等を提言してきた。

2017年度は、ユーザーがグローバルな知財情報を電子データで入手するにあたり、コストをかけずに利用できる手段であるグローバルDシエ(GD)サイトに着目し、ユーザーニーズと課題を特許庁と共有することで、GDサイトの掲載情報の拡充や機能向上を促す活動を行った。また、より効率的な知財活動につなげられるように同サイトの有益な活用方法を検討した。さらに、特許庁、企業、情報提供ベンダなどで重複して保持している電子データについて、API(Application Program Interface)により最適化された将来像の考察を行った。

成果については、3月度の部会で発表したものを論説として発行する。

(2) 第2小委員会

調査・研究テーマは、昨年度に引き続き「企業内情報システムについて～知財関連データの活用に関して～」として、知財分野に係る種々のデータを解析することにより、企業に何をもたらすことができるのかを調査・研究した。(12名、16回開催)

2015年度に、ビッグデータを扱う情報システムについてイノベーション創発とのつながりを

調査・研究し、特に知財業務効率化の分野で知財分野に係るビッグデータを利用可能なシステムが整備されつつあることが判った。

2017年度は、2016年度に行った知財分野に係るビッグデータを取り扱うことが可能な情報システムの調査に関する最新状況の把握を継続的に行った。また、企業がこれらのシステムを活用する目的の特定と、その目的に対し、現行システムがどこまで実現可能であるのか、将来的に実現が可能となるための課題は何であるのかについて探求することを目的とした。活用目的の特定に際しては、活用目的別の課題を仮想設定した上で、現行システムのベンダによる課題解決事例を提示してもらい、企業の活用目的と事例を検証する活動を行った。

成果については論説にまとめる。

(3) 第3小委員会

調査・研究のテーマは、知財業務の効率化について情報システムの観点で行えるものを検討・選択している。2017年度は、「知財管理システムデータの「見える化」に関する調査・研究」とした。(13名、12回)

多くの企業では、知財活動に際し、定期的に知財管理システムからデータをダウンロードし、時間を費やして出願件数推移などの表やグラフに「見える化」している。この「見える化」作業効率化のため、システム化のニーズを明らかにし、知財管理システムへの実装を促す目的で活動を行った。

年度前半は、知財管理システムデータの「見える化」の対象・手法、システム化のニーズについて委員会内でアンケートを実施した。後半は、主要な知財管理システムベンダ(参加11社)を招き、このアンケート調査結果について説明すると共に、「見える化」機能の実装等について意見交換を行った。知財管理システムベンダの業界団体は存在しておらず、多数のベンダが一同に会しての意見交換会は業界でも初の試みであった。ここで出された意見や、システム化の動向、「見える化」手段別の導入検討ポイントなどの取りまとめを行う。

成果については論説にまとめる。

3. 3 プロジェクト活動

(1) 特許庁業務最適化計画への対応

特許庁主催のパソコン出願ソフトウェア連絡会において電子出願ソフトへの機能改善内容を聴取し、「ペーパーレスニュース」を全4回発行した。

また、「特許庁業務・システム最適化計画」の動向に関して、特許庁との意見交換会を行い、第Ⅱ期（2018年度～2022年度予定）の詳細スケジュールについての公開を求めているが、2018年3月に公開されることになった。

(2) グローバルドシエへ対応

五大特許庁では、グローバルドシエにおいて優先開発五項目に対する取り組みを推進している。この優先開発五項目のうち、XMLによる情報提供が日本特許庁の担当となっていることから、これまでも、同総務部情報技術統括室と意見交換会を行い、緊密に連携して他国庁への展開における具体案の検討を進めてきた。

本年度は、GDTF会合が日本開催であったため、XMLによる情報提供のみならず、優先五項目すべてについてホスト国として資料等を準備し会合に臨んだ。

XMLについては、各庁からの情報提供のみならず、出願人からの提出時においてテキストデータ化されていることの必要性が認識され、各国の取組みが推進されていることが確認された。また、将来的には、各庁システムのAPIが公開されることで、より効率化・最適化された環境となるということもJIPAから言及した。

2018年1月に開催された第5回GDTF会合において説明した資料については、<http://www.fiveipoffices.org/industry-consultation/GDTF/GDTF2018.html>を参照されたい。

16. 情報検索委員会

1. 委員会の構成

2017年度の委員会は委員長1名、副委員長6名、委員34名の計41名（4/1現在）で組織し、

正副委員長会と3小委員会を設けて活動した。小委員会は第1小委員会13名、第2小委員会13名、第3小委員会14名で、計6WGの小テーマに分かれて構成した。

2. 委員会の運営

正副委員長会（月1回開催）で委員会の方針決定、重要事項の審議を行い、各小委員長を通じて委員会の活動方針、その他の情報共有を図った。

昨年度に引き続き、中国・四国・九州地区協議会にて本委員会の研究紹介を行い、好評を博した。成果報告会は2月に開催、1年間の研究成果について活発な質疑応答を行った。

対外活動に関しては今年度も積極的に意見交換および要望提言を行った。具体的には4月にスペイン・マドリッドで開催されたPDG会合において、IoTに関する特許分類確立と中国のLegal Status情報整備に対する要望を行った。また、スイス・ジュネーヴのWIPOを訪問して、上記の要望の他、特許解析に関する情報交換を行った。ドイツ・ミュンヘンのSiemens社に於いては、IoTに対する新しい特許分類確立について意見交換を行った。

その他、国内活動としてはJPOや各関係機関との意見交換を積極的に行った。

3. 各小委員会の活動概要

【第1小委員会】

(1) 「新しい検索手法の探求」

企業の活動範囲がグローバルになるに従い、知財部門の調査担当者はあらゆる外国語の特許文献を迅速に精度よく調査する必要に迫られている。中国語・韓国語での特許調査に対応するため、機械翻訳データを業務に利用し始めている企業は多いと考えられる。近年、機械翻訳技術について、人工知能ベースのニューラルネットを用いた新方式が開発され、また、特許文献を翻訳対象に特化したシステムが利用できるようになった。新方式による翻訳は、従来の逐次翻訳方式での翻訳と比べ自然で流暢な翻訳文を生成するが、一方で原文内の単語の抜けや揺れなどの課題があることも報告されている。

そこで本研究では、機械翻訳機能を利用して外国特許調査（サーチ・スクリーニング）業務を効率化する観点から、機械翻訳技術の現状を概観し、特に中国・韓国特許を母国語で調査するツール利用環境について考察した。研究成果は知財管理誌に投稿予定である。

(2) 「オープンデータ利活用手法の探求」

特許データや非特許データのオープン化が進み様々なデータが入手できる仕組みが構築されてきている。一方で、データをどのように活用すれば良いのか等についての入門的な解説や活用の事例はまだ少ないのが現状と捉えている。これからの知財分析においては、提供されるサービスを利用するだけでなく、オープンデータの活用によって独自の付加価値を生み出していくことが求められているのではないかと考えた。

そこで、本研究では具体的なオープンデータ活用の手法や事例を提供することで、会員企業におけるオープンデータ利用のハードルを下げ、知財戦略の高度化に貢献することを目的として、活用手法の開発や事例の検討に取り組んだ。研究成果は知財管理誌に投稿予定である。

【第2小委員会】

(1) 「商用特許DBの比較検討」

近年の情報検索技術の進歩に伴い、特許検索DBも進歩しているが、過去のDBに関する研究報告も含め、新たな機能や性能を比較した資料はあまり出ていない。また、ユーザのDB選択時の目的や用途でまとめられたDB比較資料も出ていない。そこで本研究では、DBベンダーのアンケートを基に、最新の情報による商用DB比較を行うこととし、比較項目を課題（収録状況、業務効率、教育関係）で分別し、それらの点数化と図示化（レーダーチャート、ポジショニング）を行うことで体系的にまとめた。研究成果はCDで発行予定である。

(2) 「新技術の検出に関する研究」

知的財産部として自社の製品開発を支援する方法のひとつに、特許情報からの技術動向の兆候の検出があるという前提の下、技術動向と相關する可能性のある要素を検討した。その際、

日本特許における審査官フリーワードと技術動向の関連事例が見いだされ、構成委員の関心も日本国内の技術動向にあったことから、審査官フリーワードに着目することとし、その現状の調査、分析手法の検討を行うと共に、更なる事例の検証を行った。審査官フリーワードの分析手法と技術動向との関連を示す事例検証の結果を知財管理誌に投稿する予定である。

【第3小委員会】

(1) 「業界別知財戦略の研究」

近年、知的資産経営と呼ばれ、知的資産を収益につなげる経営が注目されているが、知的資産の一部である特許に限定しても経営に活用されているかどうかを測ることは難しい。

そこで本研究では、医薬品、素材、エレクトロニクス、機械の業界を対象に、経済産業省の「知的財産戦略指標の策定に向けた中間処理（2004年）」の手法に沿って、経営指標（売上、営業利益、ROA、ROE等）と特許指標（登録特許件数、特許価値、特許集中度等）との相関を調査して、業界別の傾向及びその変遷について考察した。研究成果は知財管理誌に投稿予定である。

(2) 「M&Aにおける知財情報解析」

日本企業が関係するM&Aは近年増加しており、事業会社の知財部門にM&Aにおける知財デューデリジェンス（DD）が求められる機会が増えている。また、知財DD実施スキルは次世代の知財人材に必要とされている。しかし、適切な知財DDを遂行できる体制が確立されている企業は少ない。そこで本研究では、知財DDにおける評価項目を洗い出し、各項目を評価する目的、留意点等を整理して、知財DDを実施する際の優先順位の確認を容易にした。研究成果は知財管理誌に投稿予定である。

17. ライセンス第1委員会

1. 委員会の構成

委員長1名、副委員長6名（委員長代理1名含む）、委員26名の33名の構成で、3つの小委員会を編成して調査研究活動を行った。

2. 委員会の運営

ライセンス第1・第2合同委員会を4回（4月、7月、10月、3月）実施し、各小委員会は、原則月1回の活動を行った。正副委員長会は、ライセンス第1・第2の合同で、計7回（4月、6月、7月、9月、11月、12月及び3月）を実施した。

3. ライセンス第1・第2合同委員会

7月の合同委員会では、フェアトレード委員会との合同委員会を実施し、フェアトレード委員会の調査研究テーマについて、ライセンス委員会委員とフェアトレード委員会委員でグループディスカッションを行い、各々の委員会では気づけなかったポイントについても再認識できた。

また、3月の合同委員会では、各小委員会から年間の調査研究報告を行い、年間の活動の総括を行った（4月及び10月の合同委員会については、第1委員会の報告に記載）。

4. 小委員会活動

(1) 第1小委員会（岩間小委員長，大林小委員長補佐）

テーマ：「英文秘密保持契約の実務に関する調査研究」（中長期2年目）

近年の企業活動のグローバル化に伴い、海外企業とのつながりの場も増えている中、英文秘密保持契約は、こうした海外企業とのつながりの開始時点で必要となっている。契約実務の中でも最も対応件数が多い契約の一つといえる。

このような状況の中、英文契約の入り口ともいえる英文秘密保持契約について、会員企業のニーズを考慮に入れながら、実務に役立つマニュアルを提供することを目指した活動を行った。中長期テーマの2年目は、1年目の文例収集の蓄積を活用した各条項各論の解説を執筆する。また、英文秘密保持契約の作成のための実務者に役立つ解説項目の執筆を行った。

アウトプットのイメージとしては、基礎から説明することを基本としつつ、コラム欄等を設け、実務上留意すべき点などを盛り込むこととし次のような構成でのアウトプットを目指して

いる。

1) 企業実務と秘密保持契約

情報開示の状況、目的、基本的スタンスについての留意点等から、契約締結後の管理までを紹介する。

2) 秘密保持契約各論

- ・各条項の留意点
- ・ベーシックな条文案、情報開示の目的、範囲別の条文案
- ・秘密情報の開示当事者の立場と受領当事者の立場からの留意点

本小委員会の活動の成果は、資料集としてまとめ、2018年度に発行する予定である。

(2) 第2小委員会（清水小委員長，原田小委員長補佐）

テーマ：「各国裁判制度が知財紛争解決に与える影響の調査研究」（中長期テーマの2年目）

当小委員会は、1年目の活動で各国裁判制度の差が知財紛争の実務にどのような影響を与え得るかを調査・研究する活動を行った。さらにライセンス実務で遭遇する知財紛争を類型別に整理して、当該知財紛争毎に各国の裁判制度を対比し、紛争の勃発前後にライセンス実務の担当者が直面する知財紛争の類型洗い出しと、洗い出した知財紛争軸で整理された各国裁判制度の対比表の調査・作成活動を行った。

2年目は、知財紛争をAI関連紛争とし、ここでの留意点と関連契約条項に関する考察を検討した。当小委員会は、次の構成で論説を執筆している。

・AI関連紛争における留意点

AI関連紛争の仮想事例での証拠収集手続きの困難さを念頭にして、各国での裁判上及び仲裁での証拠収集手続きを紹介し、使い勝手を比較する。

・関連契約条項に関する考察

各国の証拠収集手続きの制度に頼ることなく、証拠収集を行うために、データ関連条項、資料開示の請求、監査条項、立証責任の転換、AI製品の目的外利用禁止及び紛争解決条項等を実務者の観点から考察する。

なお、当小委員会のテーマを研究する上で、「日本の知財紛争解決システムが、他国のそれと比べてどのような位置づけにあるのか」及び「日本企業は十分に知的財産権を活用していると言えるのか」についても、重要であると考え、日本知的財産仲裁センターとの意見交換会を積極活用し、調査・研究を行った。

当小委員会は、これらの考察結果に基づいて、2018年度の知財管理誌に掲載する予定である。

(3) 第3小委員会（川島小委員長，新実小委員長補佐）

テーマ：「経営戦略に貢献するための知財コンサルティングの在り方に関する調査研究－オープンイノベーションの推進および契約支援を中心として－」

当小委員会は、オープンイノベーションの契約で、事業担当者とプロジェクトの全体像を整理し、成果の取り扱い等の契約条件を簡単に分析できる契約交渉フレームワークを作成し、提案することを狙いとする。

具体的な検討内容としては、小委員会内での契約交渉フレームワーク検討や事例分析を行ったほか、外部弁護士、コンサルタント会社等にヒアリングを行った。

本年度の活動の成果として、次の構成での論説を執筆している。

契約交渉フレームワークの内容及び活用事例をメインとし、活用事例は以下のような組み合わせとしている。

- ・中小企業・ベンチャー企業との協業
- ・大学との協業
- ・垂直協業
- ・パートナーのデータの利活用
- ・技術提供型の協業

これらの協業関係において、自社と相手方とのビジネスモデルを明確にし、両者のビジネス関係や場合によっては対立点を明確にした上で、知的財産権の帰属、実施権限等の規定をどのようにするかを提案する。さらに、契約コンサルティングを実践するに向けた提言も含めていく予定である。契約交渉フレームワークを自

社で活用することにより、開発目的の明確化、パートナー選定、ビジネスモデル確認や開発条件の見直しに資することを期待している。

2018年度の知財管理誌に掲載する予定である。

5. その他の活動（全て第2委員会と合同で実施）

その他の活動として、大阪弁護士会との意見交換会（1月）、東京地裁との意見交換会（1月）、特許庁審査官向けライセンス研修（2月）への講師派遣、日本知的財産仲裁センターとの意見交換会（2月）、知的財産高等裁判所との意見交換会（2月）を実施した。

18. ライセンス第2委員会

1. 委員会の構成

委員長1名、副委員長6名（委員長代理1名含む）、委員28名の35名の構成で、3つの小委員会を編成して調査研究活動を行った。

2. 委員会の運営

ライセンス第1・第2合同委員会を4回（4月、7月、10月、3月）実施し、各小委員会は、原則月1回の活動を行った。正副委員長会は、ライセンス第1・第2の合同で、計7回（4月、6月、7月、9月、11月、12月及び3月）を実施した。

3. ライセンス第1・第2合同委員会

7月の合同委員会では、フェアトレード委員会との合同委員会を実施し、フェアトレード委員会の調査研究テーマについて、ライセンス委員会委員とフェアトレード委員会委員でグループディスカッションを行い、各々の委員会では気づけなかったポイントについても再認識できた。

また、3月の合同委員会では、各小委員会から年間の調査研究報告を行い、年間の活動の総括を行った（4月及び10月の合同委員会については、第1委員会の報告に記載）。

4. 小委員会活動

1) 第1小委員会（石打小委員長，宮田小委員長補佐）

テーマ：「IoT, AI, ビッグデータ等に係る契約上の諸問題に関する調査研究」

第4次産業革命と呼ばれるAI, IoT, ビッグデータ等に係る技術革新の進行は目覚ましく、政府においても知財制度も含めた産業構造の変革への対応が進められている。IoTにより様々なプレイヤーがつながり、自社や他者のデータを活用して新たなビジネスやイノベーション創出に取り組む機会は増加し、それに関わる各プレイヤーがどのように権利を保有してビジネスを進めていくかは、当事者間の契約による取り決めに委ねられている。一方で、データをめぐる契約条件の調整は難航しがちで、データの利活用が進まないという事象も見受けられる。

当小委員会では、社会情勢におけるIoT, AIに関連する分野の検討・整備状況を把握すると共に、このようなIoT, AIに関わる契約における諸々の課題の整理を行い、授受されるデータやAIに関わる中間生成物の取扱いについて検討を行った。具体的には、自身が取得又は保有するデータを提供する「データ提供者」、提供されたデータを学習等行うことによりAIサービスを提供する「データ利用者」各々の立場での主張を整理し、AIサービスに対する各種の懸念や対立ポイントを明確化した。さらに、前記懸念を引き起こす疑問点を明らかにするためにAI技術に関わる技術者へのヒアリングを行ったうえで、保護すべきデータや中間生成物、技術の所在及び利用権限の考え方、契約の調整に向けた検討の観点や調整アイデアについて考察を行った。

本小委員会の活動の成果は、論説としてまとめ、2018年度の知財管理誌に掲載する予定である。

2) 第2小委員会（五嶋小委員長、堀田小委員長補佐）

テーマ：「ライセンス契約等、技術関連契約締結前後の管理運用に関する調査研究」

ライセンス契約をはじめとする技術関連契約では、契約上の権利義務に留まらず、契約の目的としての「事業上の狙い」を達成するという

観点からも、合意内容の適切な履行が重要である。そのためには、知財部門は事業部門をはじめとする社内関係当事者にどのような権利義務が課されているのかを把握し、各部門の事情も踏まえたうえで、確実に遂行していくことが求められるが、契約締結前後の各工程において改善を要すべき問題事象は少なからず発生している。

当小委員会では、技術関連契約の管理運用に関連する問題事象の発生状況の整理及び類型化・上位概念化を通じて、その真因と根本的な対応策について検討を進め、その妥当性や実務への落とし込み方を検証・検討するため、アンケートやヒアリングを行った。その結果、「人」、「仕組み」、「相互理解」を問題解決の対応策のためのキーワードとして見出すと共に、その実効性を向上させるための「知財部門と事業部門の意思疎通を図るための『共通言語』」という概念の必要性に至った。

これらの考察結果に基づいて、技術関連契約に係る各種実務を円滑かつ適切に推進するための知財部門と事業部門との関係性構築の方法について提言する論説をまとめ、2018年度の知財管理誌に掲載する予定である。

3) 第3小委員会（阪部小委員長、月本小委員長補佐）

テーマ：「(国内) ライセンス契約の実務に関する調査研究」(中長期1年目)

本テーマは、従前の「ライセンス契約実務マニュアル」(資料集370号)発行から10年を経過し、近日「英文ライセンス契約実務マニュアル」が発行(2018年5月頃予定)されることを踏まえて、「(国内) ライセンス契約実務マニュアル」を作成することを目的とする。

本マニュアルでは、国内契約は一般に国内法令を前提として法令適用ある事項を規定しないという特徴があるため、国内法令を十分に解説することとしており、重要論点についても深く踏み込んで解説する内容とする予定である。

また、従前の契約実務マニュアルの発行後の法改正等(例えば、通常実施権の当然対抗制度

(特許法99条)の導入、独占禁止法ガイドライン改正(FRAND等)、民法(債権法)改正等)についても、解説や条項例として反映していく。更に、各種業界の特徴や条項バリエーションなども出来る限り反映する予定である。

本マニュアルは、知的財産契約の新任者をメインターゲットにして、分量も100ページ程度に抑えて、全体を比較的簡単に読めるものとしてまとめていく。

また、全体の構成を全体論と各論に分け、今年度は、それぞれの重要事項を作成することとした。今年度は、全体論では「ライセンス交渉」、各論では、「用語の定義」、「実施許諾・再実施許諾」、「対価・支払方法」、「保証・侵害の排除」、「契約の有効期間」を作成完了した。

来年度は、全体論及び各論のうち未だ作成していない事項について作成し、マニュアル全体の調整を行って仕上げていく予定である。

この「(国内)ライセンス契約実務マニュアル」は、2019年度に資料集として発行する予定である。

5. その他の活動(全て第1委員会と合同で実施)

その他の活動として、大阪弁護士会との意見交換会(1月)、東京地裁との意見交換会(1月)、特許庁審査官向けライセンシング研修(2月)への講師派遣、日本知的財産仲裁センターとの意見交換会(2月)、知的財産高等裁判所との意見交換会(2月)を実施した。

19. 意匠委員会

1. 委員会の構成

本年度の意匠委員会は、正副委員長(4名)を含め20名(※期中1名減)で活動した。

活動にあたっては、2つの小委員会を設け、第1小委員会10名、第2小委員会9名で構成した。

2. 委員会の運営

意匠委員会、すなわちJIPA専門委員会の活動として、意匠の専門的な研究を実施することはもちろんのこと、JIPA内の横断的な活動や

JIPA外の活動に対しても、JIPA会員企業代表として、積極的な参加・発言することをモットーとして、意匠委員会の運営の実施を試みた。

定例会議は全11回開催し、各小委員会での研究活動、全体会議を実施した。全体会では、当日の各小委員会活動の内容及び、委員会外活動報告等の各種情報の共有化を図り、適宜意見交換を行う。

また小委員会活動だけではなく、意匠委員会全体の活動を活性化すべく、JIPAシンポジウムでのベストポスターの入選を目標として、皆でアイデアを絞り出すなど、全体でのコミュニケーションの深度を大きくした。

更には、円滑な組織運営のためや活動進捗確認及び見直しを目的として、適宜、正副委員長との相談会を実施した。

3. 活動概要

(1) 小委員会活動

①第1小委員会

【調査・研究テーマ】(17年4月~18年3月)

「イノベティブデザインの保護手段としての部分意匠・画像意匠の各国の調査研究」

【アウトプット】知財管理誌への論説投稿

【活動内容】

当初、調査研究をするにあたって初めにおいた背景・狙いは、次の通り。

「中国が導入を検討している部分意匠や日本においては審査基準の改定で範囲を拡大対応した画像意匠などの、ユーザーの要望や環境の変化に応じて変更してきた制度に伴う意匠権の現状を調査・分析をする。さらにはイノベーションへの寄与が期待されている新たなデザイン開発における意匠権の活用実態を把握するとともにその課題を検討し、現状制度の改定提案も視野に入れた研究を実施する。」

ただし、我々意匠担当者は、生まれてきたデザインを意匠制度でどのように保護するのかに対しては百戦錬磨ではあるものの、今後のデザイン、しかもイノベーションを起こすデザイン動向がどのようなものであるかについては、これまでは充分でなかった。したがって、まずは

デザインを語れる方（大学教授）へのヒアリングを実施し、デザインの可能性を習得した。

ついで実際にイノベーションを起こしたと思われるデザインの事例を探索し、ソニーの「ウォークマン®」のデザインとタニタの健康ソリューションの提供に関するデザインとを取り上げて、研究を進めていった。

その結果、詳細は論説に譲るが、意匠委員会として考える「イノベティブデザイン」の定義を明確にすることができ、それをもとに3つの制度変革の提案をするに至り、17年度末に論説を書き上げた。

なお、ID5@スペイン アリカンテにおいて、日本の産業会代表としてJIPA意匠委員会から“新技術意匠”と題したプレゼンを行い、イノベティブデザインの可能性について説明した。このプレゼンの一部に、当小委員会の成果の一部を流用した点も成果と言える。

②第2小委員会

【調査・研究テーマ】（17年4月～18年3月）

「意匠権による差止めをはじめとする活用方法に関する調査研究」

【アウトプット】知財管理誌への論説投稿

【活動内容】

当初、調査研究をするにあたって初めにおいた背景・狙いは、次の通り。

「知財権を獲得することはその活用を目的としているが、判例の多々ある訴訟による侵害行為差止め以外にも、行政措置としての税関による水際差止めや政府機関による調停・調査、あるいは私的救済措置等、いくつかの活用方法が各国毎に複数存在している。今回の研究ではこの中でも特に、各国税関による水際取締り制度の活用方法を中心とし、しかも主要各国の手続き等の情報を収集しまとめることで、意匠権の活用方法の幅を広げる提言をすることを目的とするものである。」

背景・狙いに基づいて活動するために、まずは小委員会内でアンケートを実施し、会員企業における興味が高い意匠の活用方法をあぶり出した。その結果、税関での意匠の活用に興味が

ある企業が多く、それを軸とした情報収集を開始した。

まずは、実態状況の把握ということで、東京税関に訪問しヒアリングを実施したが、税関の意識や意匠に対する理解などが重要ポイントであることに気づくことが出来た。そのポイントの確証を得るために、長崎税関にも出向いて職員との交流を図った。その結果、当該重要ポイントを軸とした論説をまとめることとした。

詳細は、論説に委ねるが、税関と訴訟との対比、税関利用する際に気をつける意匠の権利化などについてまとめることが出来た。論説も予定通り、17年度末に完成をみた。

(2) その他のJIPA活動への参画

- ・JIPA知財シンポジウム(実行委員会委員/ポスター説明員)

- ・アジア戦略プロジェクト

(3) 意見書提出・意見交換

- ・アジア戦略プロジェクトと連携して、海外意匠制度に関するパブコメ等に対応した。

- ・日本弁理士会意匠委員会との意見交換を実施（2月）。両会の今年度研究テーマに関連し、議論を行った。

4. 外部への委員派遣

- ①ID5@スペイン アリカンテ

- ②産業構造審議会 意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループ

- ③審査官研修

- ④特許庁審判実務者研究会

20. 商標委員会

1. 委員会の構成

本年度の委員会活動は委員長1名、委員長代理1名、小委員長3名、副委員長9名、委員39名の計53名（208年3月現在）で構成。活動にあたっては、3つの小委員会を設け、正副委員長会議12回、全体委員会6回、小委員会各12回、臨時委員会1回を開催。

2. 委員会の運営

委員会開催日の午前中に正副委員長会議（合計14名構成）を開催し、理事会議事の共有、委

員会運営についての協議・確認を行うと共に、各小委員会の活動状況の報告を受け、また、その他臨時案件について随時協議を実施。

小委員会は、月1回合計12回開催し、小委員会毎に本年度の研究テーマ及び日本知的財産協会内外から参画、協力要請のあった事項について調査・研究活動および意見提出を実施。委員会開催日にあわせ計6回の全体委員会を開催し、各小委員会の活動成果の共有化を図るとともに、他団体・機関への意見具申等について情報共有または商標委員会としての意見内容の確認・承認を実施。

3. 研究テーマ活動および対外活動

3.1 第1小委員会

①年間テーマ1：国内商標制度に関する調査研究

(1) 新しいタイプの商標の審査実態についての調査研究

(概要) 新しいタイプの商標を用いたブランド戦略に資することを目的とした審査実績の統計的な分析と審査傾向の研究

(成果・進捗) 知財管理誌2017年11月号に掲載

(2) 新規事業に向けた留意点

(概要) 新規ビジネスを展開する上で商標担当者として特に検討しておくべき事項を整理し、効率的かつ効果的に知的財産リスクの低減を図る研究

(成果・進捗) 論点を整理し論説に取りまとめ、知財管理誌の初稿は2018年5月に提出予定。

②年間テーマ2：国内商標制度についての関係諸機関への意見発信

・産業構造審議会 商標制度小委員事前意見交換 (7/14)

・知的財産研究所 悪意の商標出願に関するヒアリング (7/14)

・3条1項柱書の審査運用等に係る審査便覧改訂に伴う意見交換に対応 (9/13, 3/8)

・審判実務者検討会(特許庁)に4名の委員を派遣し、事例を検討

・審査応用能力研修 (11/28)、審査官コース後期研修委員派遣 (1/19, 23)

・商品・サービス国際分類改正に関する意見交換会等：ニース国際分類第11-2018版、IDリストプロジェクト日本提案、分類資料の統合について随時対応

・プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会商標権関係WG(テレコムサービス協議会)に委員派遣

3.2 第2小委員会

①年間テーマ1：IoT、AI等の発展がブランド訴求/商標管理に及ぼす影響

(概要) IoTやAI等の技術発展に伴い、商標やブランドの価値は変化するのか、企業や商標担当者は何をすべきかを検討し、今後の企業活動へ有用な提言を行うことを目的とする研究

(成果・進捗) 企業によるIoT活用事例を収集して分析を行い、論点の抽出、検討を進めている。知財管理誌の初稿は、2018年度中に提出予定。

②年間テーマ2：グローバル企業のブランド管理におけるグローバル本社、地域統括会社、ローカル会社の最適な役割分担の考察

(概要) グローバルに事業を展開する企業において、グローバル本社、地域統括会社及びローカル会社がブランド管理に関してそれぞれどのような役割分担により関わるのが好ましいか、業務の境界をどこに設けるのか等の観点から最適なブランド管理体制を研究する。

(成果・進捗) 2018年2月に各社のブランド管理体制の実情を把握するため商標委員会委員の所属企業にアンケートを実施。今回のアンケート結果を分析し、検討の方向性を検証したうえで、必要に応じて追加のヒアリング等を行い、得られた知見について論説に纏める。知財管理誌の初稿は、2018年度中に提出予定。

③商標トピックス

(概要) 海外商標制度に関する最新情報の収集とその短信

(成果・進捗) 年4回(6月・9月・12月・3月)発行済。

掲載例：インド 改正商標規則の発効，インド
改正商標規則の発効，インド／著名商標の認
定申請に関するガイドラインの公布，アルゼ
ンチン／商標法改正など

3. 3 第3小委員会

①研究テーマ

(1) インターネット上の諸問題に関する商標担
当者の備え

(概要) インターネットに関わるビジネスに関
し，商標担当者が対応を求められる実務上の
問題点や課題について，自社商標の安全な使
用，他社権利の尊重等の観点から調査・研究
(成果・進捗) インターネット上で商標が関係
する項目(プロモーションサイト，SNS，EC等)
を洗い出し，各々の問題点を抽出。商標担当
者としての対応方法等を検討し，論説にまと
めた。2018年3月初稿提出。

②海外商標制度・運用に係る関係機関への意見
発信(意見交換，パブコメ対応など)

- ・WIPOマドプロ作業部会(6/19～22 於：
ジュネーブ)参加。基礎出願・登録の商標
と，国際商標出願の商標との同一性に関す
るアンケートを委員会内で取り纏め，作業
部会内で商標同一性の柔軟な基準・運用を
求め意見発信。JIPA HP掲載済。9月度理
事会で報告済。知財管理誌へ掲載予定。
- ・アジア戦略プロジェクト 東アジアWGへ
委員派遣，中・韓・台の商標制度等の運用
に対する改善要望の取纏め対応。
- ・中国反不正当竞争法の修訂草案に関し，意
見提出。
- ・たばこプレーンパッケージング法案への意
見発信 シンガポール厚生省等宛(3/15)

3. 4 委員会共通

①商標5庁会合(12/1 於：アリカンテ)

- ・悪意の商標に関するプレゼンテーション実
施
- ・テーブルトピックディスカッションにて
JIPA意見・質問発信

②INTA年次総会への委員派遣(5/20～24 於：
バルセロナ)

- ・会員企業が直面する悪意の商標問題につ
いて類型ごとに事例を挙げて紹介する等プ
レゼンテーションを実施し，悪意の商標出
願の権利化を適切に排除しうる適切な審
査運用や法制度を各国官庁に求める等意
見発信。

③知的財産研究所 産業財産権制度問題調査研
究に委員派遣

④日本弁理士会商標委員会との意見交換会
(11/17)

⑤商標担当者のプレゼンス向上及びキャリア形
成に関する勉強会(4/21, 1/17)

21. フェアトレード委員会

1. 委員会構成

本年度のフェアトレード委員会は，委員長1
名，委員長代理1名，副委員長3名，委員24名
の計29名の構成で活動した。委員会内に2つの
小委員会を設置し，第1小委員会(20名)は，
営業秘密に関する調査研究，第2小委員会(9
名)は知的財産権の利用と独占禁止法に関する
調査研究を行った。各小委員会の具体的なテ
ーマは下記の通りである。

第1小委員会

第1WG 営業秘密漏洩時の対応に関する調
査・研究

第2WG 第四次産業革命に向けたデータ・
知財の利活用に関する調査・研究

第3WG 新興国進出における営業秘密漏洩
の対策に関する調査・研究

第2小委員会

第1WG 独禁法に関する攻撃・防御の研究

第2WG 当局への効果的なアプローチ手法
の研究と当局との連携模索

2. 委員会の運営

定例会議は毎月1回の計12回開催し，毎回の
会議では前半は全体会議として，理事会報告，
政策プロジェクト報告及び各小委員会活動進捗
報告を行った。後半は小委員会活動を行った。
4月，8月，12月，2018年1月，3月の計5回，
正副委員長会議を開催し，委員会の運営やテ

マの検討等を行った。また、各小委員会においては研究テーマの進捗に応じて適宜臨時小委員会を開催した。また、全体委員会において不競法および独禁法に係わる判例研究を6回開催し、最新の裁判動向に関する知見を深めた。

3. 活動概要

(1) 国内外における営業秘密保護法制、企業における保護・管理に関する研究

①営業秘密漏洩時の初動対応

営業秘密漏洩が発覚した際、被害をできる限り少なくするために、初動対応は非常に重要である。本テーマでは、特に共同開発やオープンイノベーション等、他社との接触がある場合において、自社の営業秘密が漏洩した際あるいは他社の営業秘密を漏洩させた際に、被害を最小限に止めるための初動対応に関して検討を行った。初動対応を効果的に行う為には初動対応を見据えた平時からの管理が重要であると考え、自社と他社の営業秘密情報の漏洩を防止しつつ、情報の利活用を促すための方策について、経産省「秘密情報保護ハンドブック」を参考に、委員、専門家および日弁連と意見交換を行った。実務上の留意点について、仮想シナリオあるいは判例をもとに開発ステージごとに整理して論説にまとめ、知財管理誌にて発表予定である。

②第四次産業革命に向けたデータ・知財の利活用に関する調査・研究

データ利活用の推進に資する法制度のあるべき姿を産業界の立場から検討し、不競法改正に対する提言や実務上の留意点等を纏めることを目的として活動した。具体的には、産業構造審議会不正競争防止小委員会を傍聴して不競法改正に向けた検討を確認するとともに、海外のデータに関わる法制度の調査を行った。また、法改正の方向性と海外の法制度について専門家との意見交換を行った。これらの内容に基づき、不競法改正や海外法制度を踏まえた企業実務の留意点等についてまとめ、知財管理誌に投稿した。知財管理誌4月号〈特集：知財のターニングポイント〉に掲載の予定である。

③新興国へ進出する場合における営業秘密漏

洩対策の検討（ASEAN調査団）

ASEAN地域での営業秘密法制やその運用、さらには人の流動性の実態について現地調査を行い、企業実務に対する提言等をまとめることを目的として活動した。昨年度のシンガポール、タイ調査・研究に続き、本年度は11月6日から10日の日程で、ベトナム、マレーシア、インドネシアを訪問し現地調査を行った。具体的には、現地の知財関連機関、法律事務所、現地企業を訪問し、営業秘密保護や労働に関する法令の整備や執行機関の状況、国民への啓発に関する政府の取り組み、従業員の流動性の実態、企業における具体的な対策とその効果等のヒアリング及び文献調査を行った。調査結果を踏まえて、ASEAN地域においては、現地政府などに法整備や国民への啓蒙活動を働きかけるとともに、進出企業においては漏洩を防止するための自己防衛の対策を講じておくことが現時点では必要であることを認識した。調査内容は知財管理誌にて発表予定である。

(2) 国内外における知財権の活用と競争法問題に関する調査・研究

①独禁法に関する攻撃・防御の研究

知財紛争が起こった場合の対応として、独禁法を根拠とした主張（例：抱合ライセンス、差別的取り扱い等）が強力な手段となりうるのか明らかにすることを目的として活動を行った。日本及び諸外国（米欧中）の関連判例の分析を行うとともに、判例や独禁法を根拠とした主張の有効性について専門家との意見交換を行った。検討した判例を基に、それぞれの判例から得られる、独禁法上の主張の防御方法としての使い方、使われた場合の対応等について示唆を示し、知財管理誌にて発表の予定である。

②当局への効果的なアプローチ手法の研究と当局との連携模索

相手の優越的な地位を利用したライセンス交渉において、各国の公正取引委員会との連携を図ることによって、圧倒的に不利な立場における解決方法を探求することを目的として活動を行った。中国を始め各国の独禁法手続きや独禁

法ガイドラインの情報収集と分析、公取へのヒアリング（メールベース）および専門家との意見交換を行ってきた。これらを基に、①知財紛争に際しての防御の手段等として日中公取当局へのアプローチの位置づけ、②正式なアプローチのルートとその使い勝手、③それ以外のアプローチのルートへの示唆について、東西部会等で発表の予定である。

(3) 判例研究

全体会議の時間を利用して判例研究を行った。判例研究は担当者が判例の概略と評釈を発表し、その内容について全員で議論を行う形で行った。本年は6回行い、4回が不正競争防止法に関する判例、1回が独占禁止法に関する判

例、1回がその他の判例であった。不正競争防止法に関する判例では、知的財産権の権利侵害に関する虚偽事実の流布に関する判例に焦点を当て、権利行使の際の留意点について検討を行った。また、営業秘密の秘密管理性の充足性について検討を行った。独占禁止法ではSEPライセンス交渉において権利の濫用が争われた事件について研究を行った。

(4) 意見書提出等

台湾 台湾営業秘密法一部条文改正草案に対する意見の検討 2017年5月

中国 中華人民共和国反不正競争法（修訂草案二次審議稿）に対する意見 2017年9月